

平成24年 第3回

# 身延町議会定例会会議録

平成24年9月 6日 開会  
平成24年9月14日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 4 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 6 日

平成24年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成24年9月 6日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 野 島 俊 博 | 2番  | 望 月 明   |
| 3番  | 河 井 淳   | 4番  | 芦 澤 健 拓 |
| 5番  | 松 浦 隆   | 6番  | 深 沢 脩 二 |
| 8番  | 草 間 天   | 9番  | 川 口 福 三 |
| 10番 | 渡 辺 文 子 | 11番 | 穂 坂 英 勝 |
| 12番 | 伊 藤 文 雄 | 13番 | 望 月 広 喜 |
| 14番 | 望 月 秀 哉 | 15番 | 福 與 三 郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

- |    |       |    |         |
|----|-------|----|---------|
| 5番 | 松 浦 隆 | 6番 | 深 沢 脩 二 |
| 8番 | 草 間 天 |    |         |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一	監査委員	渡邊吉彦

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子  
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

平成24年身延町議会第3回定例会の開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今年は例年になく高温少雨という天候でございまして、農作物に大きな影響が出たところでございます。しかし9月に入りましてから朝晩はずいぶんとしのぎやすくなってまいりました。また議員各位には何かとお忙しい中ご出席をいただき心から敬意を表す次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案はいずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます。

これからは秋の気配が次第に色濃くなってまいります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第116条の規定によって、

5番 松浦 隆君

6番 深沢脩二君

8番 草間 天君

以上3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成24年9月6日から9月14日までの9日間とすることに異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は平成24年9月6日から9月14日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、

お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会といたしましては、お手元に配布の報告のとおり各種行事等に参加しておりますのでご了承ください。

#### 日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

皆さんおはようございます。

本日ここに平成24年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまにはご出席を頂戴いたしました。誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、平成20年10月24日の就任から4年が経過しようとしております。この間、私は職員ともども「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」に少しでも近づけるべく頑張らせていただいております。しかしながら、私どもを取り巻く経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。

このような中で、わが町に直接影響が生ずる平成24年度普通交付税についてであります。平成24年度の普通交付税が決定になり、7月24日県から公表をされました。本町の普通交付税は前年より6,697万5千円少ない45億7,319万3千円でありました。合併算定替えが終了し、地方交付税の縮減が始まる平成27年度まで3年余りとなりました。予算額の52.6%を地方交付税が占めている本町では、今後の財政運営がさらに厳しいものになってくると思われます。

次に中部横断自動車道の地域活性化インターについてであります。

このことについて、国や県にお願いをしましてまいりました地域活性化インターのうち仮称身延山インターはすでにご承知のとおり、国土交通大臣から連結の許可が出ており建設が決定しております。仮称中富インターは6月県議会において横内知事は、峡南地方の将来のために設置に向けて積極的に取り組むとの考えを示されました。この仮称中富インターは身延山インター同様、工事中道路をインターチェンジのアクセス道路として利用するもので、去る7月30日に田原地区の皆さんへ中部横断自動車道推進事務所より計画の説明を行い、測量等の作業のご理解をいただいたところであります。

今後は実現に向けて、地域の皆さんの協力をいただきながら推進をまいります。

次に身延ショッピングセンターコマについてであります。

先の身延町議会第3回臨時会において、身延ショッピングセンターコマを購入することについてご同意をいただき、その後、7月9日、甲府地方裁判所で購入の手続きを済ませ、7月14日、鰍沢法務局から登記が完了した旨の通知が届き、実質的に町の所有になりました。

8月に入り敷地内の私有地の所有者の方々と話し合いを行う中で、おおむね了解をいただきましたので、今定例会に解体工事費および宅地造成に関するもろもろの委託料を土地開発事業特別会計補正予算として計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に富士川舟下りおよびラフティングについてであります。

4月25日、オープニングセレモニーが盛大に行われた富士川舟下りは5月25日から本格運行をはじめ、8月末までに約1,230名が乗船したところであります。今後、秋の観光シーズンに向け、多くの皆さんにご利用いただき、舟下りの後、町内の観光施設や宿泊施設に足を運んでもらえるよう期待するところでもあります。

また富士川倶楽部のラフティングも連日役場前から出発する光景が見られ、多くの利用者が富士川の魅力を堪能していただいております、こちらも8月末までに約1,300名が楽しまれたとのことでもあります。数年前まで見る事がなかった国道52号線からの富士川舟下りやラフティングの光景に大変うれしく思うとともに、この事業に携わっている関係の皆さんのご努力に対し敬意を表するものでもございます。

次に北川の廃棄物処理施設設置計画に関する法定外公共物使用不許可処分取り消し請求事件訴訟についてであります。

このことについて、甲府地方裁判所の判決が6月26日にありました。判決は原告の請求を棄却するという内容で、原告の株式会社山の都が訴訟を断念したため、被告身延町の勝訴が確定いたしました。この判決は原告が身延町北川地内に廃棄物処理施設の設置を計画し、その計画内の法定外公共物の使用許可を求めたことに対し、町は法律に照らして許可できないことを主張してきたもので、今回の判決により町の主張の正当性が裁判により認められていたものであると考えております。

次に防災訓練についてであります。

去る9月2日の日曜日には、東海地震の発生を想定しての身延町総合防災訓練を消防団、各自治防災会等の協力により実施したところですが、昨年3月11日に発生しました東日本大震災による被災意識の高まりから、多くの関係者のご参加とご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

災害が発生した場合、地域においては地域を守っていく絆が一番大切ですので、自助、共助を旨として共にみずから何ができるかなど、有事の際に機能する地域コミュニティを構築していただくことを併せてお願いするところでもあります。町におきましても備蓄食料や飲料水等の整備を順次実施しているところですが、被災の際の規模によりましては各自主防災会の役割が非常に重要となりますので、町民の皆さんに向けてさらなる防災意識の高揚に努めていきたいと思っております。

次に身延町行政改革実行プラン第2次改訂版についてであります。

本町ではますます厳しさを増す社会・経済情勢の中、総務省が定めた平成17年度から平成21年度までの5年間を行政改革の集中期間として行財政の効率化・健全化の推進に取り組んできました。その後、平成22年3月に身延町行政改革大綱第2次の見直しを行い、平成22年度から平成24年度までの3年間の実施計画となる身延町行政改革実行プランを同年8月に策定したところであります。

身延町行政改革実行プラン第2次改訂版につきましては、平成23年度の実施成果や進捗状況等について身延町行政改革推進委員会において7月に2回の審査をいただく中で、第2次改訂版を策定したところであります。

この行政改革実行プランは平成24年度が取り組み期間の最終年度となります。身延町民憲章を基調とする第1次身延町総合計画の基本理念である、やすらぎと活力に溢れた開かれたまちづくりを目指し、今まで以上の不断の努力を行い町の行財政改革の取り組みを町民の皆さま

に分かりやすく公表するとともに今までの取り組みの成果と検証をふまえ、職員が一丸となって行政改革に取り組んでまいります。

次にコンビニ収納についてであります。

このことについて、納税者の皆さんの利便性と徴収率のさらなる向上を図るために現在、推進している口座振替に加え、新たな納税環境を整備することが必要となってきました。特に固定資産税については、町内の納税義務者から相続により町外者が納税義務者となるケースが増えており、全国どこからでもいつでも納税できることが求められています。そのため、広域行政組合計算センターを中心に平成21年度からコンビニ収納の導入について検討を重ねてまいりました。昨年10月24日の広域行政組合の理事会において多様化するライフスタイルに対応し、24時間いつでも納税できるコンビニ収納を平成25年度から峡南5町が一斉に導入することを決定したところであります。

コンビニ収納の対象となるのは個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税が対象となり各町の希望により対象税目を決定することになります。身延町は4税目についてコンビニ納付を導入する予定であります。

具体的な実施内容が決まり次第、広報等により町民の皆さんにお知らせしたいと考えております。納付書の様式変更等納税者の皆さんにご迷惑をお掛けしますが、何とぞご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次にみのぶまつりの開催についてであります。

町では町内で開催しているみのぶ商工まつり、みのぶ健康福祉まつり、身延町物産まつりの3つのイベントを合同で開催することでより一層、地域振興、産業振興、健康と福祉の向上が図れないか、関係する役場所管課、商工会、社会福祉協議会から構成する検討委員会で検討を進めてまいりました。

その結果、平成24年度からは合同開催により新たなイベント名を「みのぶまつり」として開催する運びとなりました。開催日は11月3日、開催場所は身延町総合文化会館および芝生広場で行いますので、町民の皆さんの参加をお願いいたします。

次に私どもが関係した第2回定例会以降の主な事業について申し上げます。

6月21日、飯富病院第2回定例会。6月22日、峡南衛生組合臨時議会。6月27日、中国四川省訪問団来町。7月12日から14日、平成南部藩八戸市長来町。7月19日から20日、千葉県鴨川市正副議長表敬訪問のため来町。7月31日、市町村長および市町村議会議長会議。7月23日から7月27日は平成23年度決算審査を実施していただきました。8月28日から30日は県下町村長先進地視察で宮城県の女川町へ行ってまいりました。

その他、県下町村長会議や各種総会等々に参加をさせていただきました。

次に今定例会に提案しました議案は認定1件、報告1件、条例の一部を改正する条例4件、条例を廃止する条例1件、広域連合規約の変更1件、平成24年度補正予算10件の計18件でございます。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 平成23年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますのでご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第7号 平成23年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告



についてであります。

報告いたします本町の平成23年度決算に基づく比率は健全段階にあります。これに甘んずることなく、なお一層財政健全化に努めてまいります。

その他につきましては、提出議案の説明の中で申し上げさせていただきます。

次に公共下水道の各戸への早期接続をお願いしているところであります。

その中で8月31日現在、中富処理区は加入戸数990戸で接続率65.0%であり、身延処理区は加入戸数237戸で接続率が29.3%であり、下部処理区は加入戸数28戸で接続率23%であります。まだまだ満足できる数値ではございません。早期接続をお願い申し上げたいと存じます。

私は日々を振り返って、本当に町民の皆さんのために仕事をしているのかを職員ともども反省をし公務員の原点に立ち返り町の将来を考えながら自発的に事務改善に取り組めるよう意識改革を続け一人ひとりが改革実行の担い手として常に改善に心掛けるよう努力をし、全員が仕事のプロを目指して頑張ってきました。

私は去る6月の第2回定例会の中で任期満了後の町長選への立候補要請をいただきました。これについて前向きに検討させていただくと申し上げたところであります。

以来、多くの町民の皆さまから立候補要請や出馬の推薦をいただきました。これらに対しては重く受け止めさせていただくと同時に熟慮に熟慮を重ねた結果、私を育てくれた身延町に恩返しをしたいの気持ちはいささかの揺るぎもございませんので、再出馬を決意させていただき町民の皆さんの審判を仰ぐことといたしました。

その任をお与えいただきました折には町民の皆さんや町議会の皆さんと力を合わせ、今まで以上に住んでよかったと思える町にすべく全力を傾注してまいりますことを申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

認定第1号 平成23年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

報告第7号 平成23年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第70号 身延町防災会議条例及び身延町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議案第71号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第72号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第73号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について

議案第75号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第76号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第3号）について

議案第77号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第78号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第79号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について

議案第 80 号 平成 24 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 81 号 平成 24 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 82 号 平成 24 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 83 号 平成 24 年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 84 号 平成 24 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 85 号 平成 24 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 2 号）について  
請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書  
発議第 1 号 地球温暖化対策に関する「地方財源の確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

以上 20 件を上程いたします。

なお認定第 1 号、報告第 7 号、議案第 70 号から議案第 85 号までを区切り上程をいたしたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

本日は決算審査報告のため、渡邊代表監査委員へ出席要請をしております。

ここで渡邊代表監査委員をお招きいたしますので、しばらくお待ち願いたいと思っております。再開いたします。

日程第 6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

認定第 1 号について、町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

認定第 1 号 平成 23 年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付け議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 6 日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては会計管理者より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福與三郎君）

認定第 1 号について、町長の説明が終わりました。

次に認定第 1 号について、会計管理者の詳細説明を求めます。

近藤会計管理者。

○会計管理者（近藤正国君）

認定第 1 号 平成 23 年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算概要につきまして、ご説明させていただきます。

説明につきましては決算書ならびに決算書付属資料により概要を説明させていただきます。

それでは決算書付属資料の 1 ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

ここにすべての会計につきまして決算額を示させていただきます。一般会計につきまして

は歳入総額104億426万9,554円。歳出総額92億9,224万9,068円。差し引き11億1,202万486円であります。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして1億301万282円を差し引いた残りの一般会計実質収支額は10億901万204円であります。

まず、歳入につきまして説明させていただきます。

次のページ2ページでございますけれども、ここに項目ごとに決算状況を示してありますが歳入総額につきましては104億426万9,554円で対前年度比2.3%の減となっております。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

資料は一般会計歳入歳出決算書のほうをご覧くださいと思います。決算書の9ページをお願いいたします。

町税につきましては収入済額14億7,362万384円で歳入総額の14.2%を占めており対前年比938万1,552円の減額となっております。収納率は町税全体で91%となっております対前年比0.3%の伸びを示しております。収入未済額につきましては1億2,869万799円あります。

なお、町税全体で1,769万8,258円の不納欠損処理をさせていただきました。

次に11ページをお願いいたします。

10款の地方交付税は51億8,311万7千円の収入で歳入総額の49.8%を占めています。前年と比較しますと交付税額は0.5%減少しており2,662万6千円の増額となっております。

次に12ページをお願いします。

12款分担金及び負担金は1億4,026万4,066円の収入であります。そのうち主なものでありますが1項1目1節児童福祉費負担金、保育料は収入済額5,779万2,500円で収入未済額は786万6,146円となっております。3目教育費負担金、学校給食費につきましては全体で収入済額5,635万4,867円。収入未済額146万2,096円あります。

次に13ページをお願いします。

13款使用料及び手数料につきましては全体で8,742万7,432円の収入であります。主なものでございますけれども14ページをお願いいたします。7目1節住宅使用料につきましては収入済額4,940万450円、収入未済額は799万8,430円となっております。

次に15ページをお願いします。

14款の国庫支出金は6億594万9,455円の収入であります。大きなものとして、このページの下段になりますが国庫負担金中5節子ども手当負担金については1億2,730万6,329円の収入であります。また国庫補助金の主なものでございますが17ページをお願いします。6目1節総務費国庫補助金にきめ細かな臨時交付金として1億4,853万1千円の収入であります。

次に18ページをお願いします。

15款県支出金につきましては全体で5億8,903万3,349円の収入であります。

次に25ページをお願いします。

一番下になりますが18款繰入金、1項基金繰入金につきましては1億5,097万3,

291円です。主なものでございますが、26ページをお願いします。1目財政調整基金1億円、4目湯町開発基金4千万円などとなっております。

次に29ページをお願いします。

21款町債につきましては8億1,740万円の収入であります。主なものといたしまして次のページ30ページをお願いします。5目臨時財政対策債4億2,210万円などとなっております。

なお、町債は歳入総額の7.9%を占めております。

続きまして歳出に関する主なものをご説明させていただきます。資料を変えまして決算書付属資料により説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

まず一般会計、歳出の総額ですが歳出の表、ページの一番下になりますが92億9,224万9,068円で対前年比4.8%の減となっております。予算現額に対する執行割合は93.5%であります。

次に3ページをお願いします。

2款総務費中バスの運行対策費におきましては町民の移動手段の確保対策としてバス運行委託および乗り合いタクシー運行事業等に7,325万9千円の支出であります。

次に3款民生費中、高齢者福祉費において集落敬老事業補助金など高齢者関係は1億5,165万2千円の支出であります。

次に4款衛生費中、環境衛生費では合併処理浄化槽設置整備事業補助金として34基分、1,335万7千円を支出しております。

4ページをお願いします。

清掃費では峡南衛生組合維持負担金として2億1,811万1千円の支出であります。

簡易水道運営費では小規模簡易水道補助金として組合水道8施設への施設整備補助金490万4千円、簡易水道事業特別会計への繰出金3億6,679万4千円などの支出であります。

次に5款労働費では労働諸費において、ふるさと雇用再生特別基金事業ならびに緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として8,402万8千円の支出であります。

次に6款農林水産業費では農業振興費で有害鳥獣から農作物を守る対策とし有害鳥獣防除用施設設置事業補助金として951万6千円、本町の特産品である大豆出荷奨励金として78万3千円などを支出しております。

次に農業土木費であります。5ページをお願いします。

田用水水路等埋塞土除去作業重機借上料については、台風15号等の被害によるもので1,021万4千円の支出。耕作放棄地等再生事業などにより農道整備用排水路の改修工事費7路線1,615万2千円。県営中山間地域総合整備事業負担金6,295万8千円などを支出しております。

6ページをお願いします。

林業土木費では台風15号被害の関係で崩落土除去等の重機借り上げが1,625万9千円。県営事業生活関連林道三石山線の開設事業負担金ほか2件2,780万5千円などを支出しております。

次に7款商工費、商工振興費では身延町商工会経営改善普及事業補助金960万円。さらには商工会として取り組んでいただいております地域総合振興事業補助金931万円などを支出

しております。観光費ではふるさと定期便事業117万2千円などの支出であります。

次に8款土木費です。7ページをお願いいたします。

一番上でございますけども、橋梁長寿命化修繕計画策定のための関連業務として53カ所の橋梁の点検業務に850万5千円。急傾斜地崩壊対策事業では9カ所の事業費の負担金として1,445万円。道路橋梁維持では重機借り上げ除雪など1,504万7千円を含め、町道維持のため8,638万6千円を支出。住宅費においては町営住宅長寿命化計画策定業務委託費として241万5千円が支出されました。

8ページをお願いします。

下水道においては特別会計への繰出金3億5,843万8千円の支出であります。

次に9款消防費では非常備消防費においてポンプ車1台など1,879万2千円の支出であります。消防施設費につきましては耐震性貯水槽設置工事として60トン2基1,543万5千円の支出であります。

10款教育費、教育委員会費においては下山中学校校舎撤去工事、各小中学校へのエアコン設置工事、静川小学校閉校記念事業補助金など8,874万6千円の支出。

公民館費において下部地区公民館新築工事、備品購入や外構工事など関連事業を含めて2億4,255万4千円の支出であります。

9ページをお願いします。

図書館費になりますが住民生活に光を注ぐ交付金事業などを活用し館内の照明取り替え、図書資料の充実を行っており総額1,981万8千円を支出しております。

金山博物館運営費においても交付金事業を活用しジオラマ展示映像のリニューアルなど総額1,563万2千円を支出しております。

次に10ページをお願いします。

災害復旧費として農地災591万1千円。農業用施設災3,642万1千円。林業施設災4,265万9千円。公共土木施設災害復旧費5,447万円の支出となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、特別会計につきまして概要説明させていただきます。

資料は同じく付属資料を使わせていただきます。

1ページの会計別決算総括表をご覧いただきたいと思っております。

表の下から2行目が21の特別会計の合計額となっております。歳入総額63億7,784万5,678円。歳出総額62億7,800万2,610円。差し引き9,984万3,068円で実質収支額も同額でございます。

それでは上から国民健康保険特別会計についてご説明させていただきます。

36ページをお願いいたします。

ご承知のとおり国保税につきましては著しく悪化した国保財政の立て直しに向け見直しを行い、町民の皆さまのご負担をお願いしたところでございます。

こうしたことから歳入は2%の伸びを示し歳出は1.4%の減少となっております。しかし国保財政基金ゼロの状況で今後も厳しい財政運営が予測されます。

なお、国保加入世帯数、被保険者数とも前年度と比較して減少してきておりますが、町の総人口が減少しているため総人口に対する加入割合は微増となっております。

1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

会計別決算総括表3行目でございますけども、ここが国民健康保険特別会計でございます。歳入20億5,376万1,801円。歳出19億8,127万1,863円。差し引き7,248万9,938円で実質収支額も同額であります。

なお、先ほどご覧いただいた36ページに国保の決算状況をはじめ運営状況についてお示しさせていただきます。

続きまして後期高齢者医療特別会計です。

歳入4億4,020万436円。歳出4億4,005万3,176円。差し引き14万7,260円で実質収支額も同額であります。

なお、本資料の37ページに決算の状況について示させていただきますので、またのちほどご覧いただきたいと思っております。

次に介護保険特別会計です。

歳入20億6,397万8,413円。歳出20億4,188万8,320円。差し引き2,209万933円で実質収支についても同額であります。

なお、本資料の38ページに決算の状況について示させていただきますので、またのちほどご覧いただきたいと思っております。

次に介護サービス事業特別会計です。

歳入694万6,593円。歳出602万5,541円。差し引き92万1,052円。実質収支についても同額であります。

次に簡易水道事業特別会計でございます。

歳入9億6,124万4,957円。歳出9億6,116万8,570円。差し引き7万6,387円で実質収支も同額であります。

簡易水道の主な事業につきましてご説明させていただきます。12ページをお願いします。

簡易水道建設費では身延中央簡易水道事業において波木井配水管施設工事など6,398万5千円。相又簡易水道事業においては久保ポンプ井築造工事など7,126万3千円。下部簡易水道事業においては波高島・八木沢地区水道施設整備実施設計業務委託など2,820万8千円。13ページに移り湯町簡易水道事業においては湯町上水道築造工事など2億3,884万5千円。中富南部簡易水道事業においては上伊沼送配水管施設工事など4,729万2千円。災害復旧事業については身延地区、下部地区における水道災害復旧工事として4カ所、944万2千円の支出であります。

1ページにお戻りください。次に農業集落排水事業特別会計です。

歳入2,250万2,290円。歳出2,241万268円です。差し引き9万2,022円で実質収支も同額であります。

次に下水道特別会計であります。

歳入7億5,978万3,045円。歳出7億5,967万7,855円。差し引き額10万5,190円で実質収支も同額となっております。

下水道事業の主な事業について説明させていただきます。14ページをお願いいたします。

身延下水道事業においては身延処理区、波木井、梅平、小田船原地区において下水道管の敷設工事など3億3,461万8千円の事業を実施しております。下部下水道事業においては下部処理区、湯町地区において2,799万7千円の事業を実施しております。

1ページにお戻りください。

次に青少年自然の里特別会計です。歳入歳出それぞれ5,618万8,539円となっております。

なお本資料の39ページに決算および利用状況について示させていただいておりますので、またのちほどご覧いただきたいと思います。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計です。

歳入711万3,843円。歳出580万1,385円。差し引き131万2,458円で実質収支についても同額であります。

次に財産区関係の特別会計でございますけれども12の特別会計を保有しております。各会計とも黒字決算となっております。

歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額等の数字につきましては、総括表の中段以降に記載したとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

最後に基金につきまして、ご説明をさせていただきます。27ページをお願いいたします。

一般会計、特別会計合わせまして32の基金を設けてあります。23年度中の動きでございますけれども、表の下から2行目、預金欄の増減の集計額をご覧いただきたいと思います。

増の部分、これは積み立てになるわけでございますけれども4億2,105万2,560円。減の部分、取り崩し額でございますけれども2億9,012万9,609円。差し引きしますと1億3,092万2,951円の増となります。23年度末保有高は48億9,478万4,599円となっております。

以上、雑駁な説明でございますけれども決算の概要でございます。よろしくご審議いただきご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福與三郎君）

次に平成23年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定であります。この決算につきましては監査委員から意見書が提出されております。

渡邊代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

それでは認定第1号 平成23年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいま会計管理者のほうから23年度の決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月23日から27日までの5日間、穂坂監査委員ともども町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料を関係法令に従いまして作成されているかどうかを詳細に確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行が適正かつ効率的に実行されているか。さらに基金の管理、運用が適切に実行されているかなどに主眼を置きまして審査を実施いたしました。その結果が皆さまのお手元に配布してあります決算審査意見書に掲載をしてあります。

意見書は全15ページからなっております。時間の関係もございまして、主なところを抜粋いたしまして報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額につきましては単位を万円とさせていただきますので、併せてご了承をお願いいたします。

まず意見書の7ページをお開きいただきたいと思います。

( 1 ) の決算の概要であります。平成 23 年度の一般会計および特別会計の予算現額は 164 億 3,476 万円で、これに対する決算額は歳入総額が 167 億 8,211 万円で収入率は 102.1% となっております。一方、歳出総額は 155 億 7,025 万円。執行率は 94.7%。歳入歳出差し引き額は 12 億 1,186 万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表でございます。

次に町債であります。平成 23 年度末現在高は一般会計 90 億 1,411 万円。特別会計 77 億 5,099 万円。合計で 167 億 6,511 万円となっております。昨年度に比べ 6 億 2,260 万円の減であります。これは繰上償還などを行い町債残高の削減に努力をいただいた結果であろうかと思えます。

次に( 2 )の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせたの実質収支は 11 億 885 万円であり、職員一人ひとりの経費節減などの努力の結果ではないかと思われます。

8 ページをお願いいたします。

2 の一般会計の概要であります。先ほど決算概要で説明をいたしましたので説明は省略をさせていただきます。

次に( 2 )の歳入の状況であります。

予算現額 99 億 3,570 万円に対しまして収入済額 104 億 426 万円で予算に対する収入率は 104.7% となっております。不納欠損額 1,769 万円につきましては時効など法令に基づき処分したものであります。また収入未済額は 1 億 4,622 万円であります。この未済額については税等の公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも徴収などにより一層積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

9 ページをお願いいたします。

ここにつきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

10 ページをお願いいたします。( 3 ) のア . 歳出の予算執行状況であります。

予算額 99 億 3,570 万円に対しまして、支出済額が 92 億 9,224 万円で執行率は 93.5% となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

次に 11 ページ、12 ページであります。この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

13 ページをお願いいたします。

一般会計から特別会計への繰入金であります。この表にお示してありますとおり総額で 15 億 2,814 万円となっております。

14 ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の中の 4 . 財産に関する調書をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

15 ページをお願いいたします。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましてはその運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層創意工夫を重ねる必要があるかと思われます。



最後に審査の意見、指摘であります。恐れ入りますがお戻りいただきまして6ページをお願いいたします。

今回の決算収支状況は一般会計ならびに特別会計ともに実質収支においてすべて黒字決算となっており、各担当職員の経費節減、事業の効率的な執行などの努力が見受けられるところであります。

歳入面におきましては依存財源であります地方交付税が49.7%、歳入の大部分を占めております。また自主財源であります町税は14.1%となっています。なお、町税の収入状況につきましては職員の一斉催告など職員の総力を挙げての努力の結果、ここ2、3年の中で最も高い徴収率となっています。

また各種使用料等についても町税と同様に収入状況等は向上しておりますが、今後もより一層的確な徴収方法などに創意工夫を凝らしていただき、その向上に努めていただきたいと思います。

一方、町債の発行は予算を執行した世代がその利益を享受し、次世代が費用を負担するというものであるため、極力最小必要限度に抑える必要があるかと思えます。

歳出面では公債費が17.2%、人件費が15.4%、補助費等が12.9%など経常的経費が占め財政の硬直化が懸念されるところであります。

このため、事業の計画・実施にあたっては施策の厳選を徹底するとともに事業の必要性などについて十分精査・検証の上、将来を見通した取り組みが必要かと思われます。

終わりになりますが、行財政改革はもちろんのこと職員一人ひとりが意識改革および行動改革を図り事業や補助金などの見直しを行い長期的な視野に立って社会情勢・経済情勢に即応した効率的な予算執行を図り安心・安全なまちづくりに向けて、なお一層の努力を望むものであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

渡邊代表監査委員の報告が終わりました。

渡邊代表監査委員には報告第7号が終結するまで、しばらくの間、自席にてお待ちを願いたいと思います。

次に報告第7号について、町長より報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは報告を申し上げます。

報告第7号 平成23年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成23年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告をいたします。

平成24年9月6日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては財政課長より説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福與三郎君）

町長の報告が終わりました。

次に財政課長より詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第7号の平成23年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明をいたします。

7月27日、金曜日でございますが、渡邊代表監査委員と穂坂監査委員によりまして財政健全化法に基づく財政指標等につきまして審査をしていただきました。

その結果につきましては2枚目に添付してあります意見書のとおりでございますが、ここで身延町の健全化判断比率等の状況を説明させていただきます。

この健全化判断比率等につきましては、平成19年の6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、議会に報告をするものでございます。

地方公共団体の長は毎年、前年度の決算の提出を受けたのち速やかに健全化判断比率、ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっております。

それでは次のページをお開き願いたいと思います。

平成23年度の決算に基づく健全化判断比率でありますけども、この比率には項目にあります実質赤字比率から将来負担比率までの4項目がございます。

まず実質赤字比率でございますけども、この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値でございます。当然、身延町では赤字ではありませんので数字が入りません。早期健全化基準は14.10%でございます。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、普通会計と公営企業会計の連結となります。本町では普通会計に簡易水道事業特別会計、それから農業集落排水事業等特別会計、下水道事業特別会計、下部奥の湯温泉事業特別会計の4特別会計を足したものになります。この比率につきましても赤字ではありませんので数字が入りません。早期健全化基準は19.10%であります。

次に実質公債費比率でございます。この比率につきましては普通会計と公営企業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町でいえば峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等に繰り出した繰出金までカウントし、その中の公債費の比率を示す数値でございます。13.0%であります。早期健全化比率につきましては25.0%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、それから第三セクター等を含めた連結になり、より広い範囲で判断していく比率でございますけども、しかしながら本町では地方公社や第三セクター等がございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。本町の数字は26%であります。早期健全化基準は35.0%となっております。

本町におきましては、いずれの比率も早期健全化比率を下回っており良好であるといえます。

次に下段の平成23年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。この資金不足状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るものでございまして、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ身延町農業集落排水事業等特別会計、そ

れから身延町下水道事業特別会計、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の4つの会計につきましては資金不足の比率はなく良好であります。国の示す健全化基準といたしましては20%であります。

なお、上記に示してあります健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て速やかに公表するとともに総務大臣、それから都道府県知事等に報告をしなければなりません。また、この計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけでありますけども、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、財政健全化判断比率の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で報告第7号は終結いたします。

渡邊代表監査委員には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

どうぞご退席をしてください。

暫時休憩をいたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議案第70号から議案第85号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、提案理由について説明を申し上げたいと思います。

今回、提出しました案件につきましては条例案件が5件、広域連合規約の変更に関わる協議案件が1件、平成24年度補正予算が10件の計16件となっております。

それでは、順を追って説明を申し上げます。

議案第70号 身延町防災会議条例及び身延町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町防災会議条例及び身延町災害対策本部条例の一部を改正する条例の議案を提出するものでございます。

平成24年9月6日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由につきましては災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町防災会議条例および身延町災害対策本部条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以降につきましては提出日と提出者名は省略をさせていただきたいと思います。

次に議案第71号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえ、障害保健福祉施策の見直しをするまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法令の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第72号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由

福島復興再生特別措置法の施行等により、身延町営住宅条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第73号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律による扶養親族の区分の見直しに伴い、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第74号 身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例についてであります。

身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の議案を提出するものでございます。

提案理由

山梨県単独老人医療費助成制度が平成25年3月31日をもって廃止されることに伴い、身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第75号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する議案を提出するものであります。

提案理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行による外国人登録制度の廃止に伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じました。

なお、この規約の変更については地方自治法第291条の3第3項の規定により協議が必要である。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第76号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

平成24年度身延町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,864万7千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ81億9,069万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

以下は省略をいたします。

次に議案第77号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,687万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,093万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第78号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,707万8千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第79号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,514万5千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第80号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,861万8千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第81号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,267万5千円とする。

以下は省略をいたします。

議案第82号 平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744万6千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第83号 平成24年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の土地開発事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,185万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,650万2千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第84号 平成24年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第85号 平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(福與三郎君)

議案第70号から議案第85号までについて、町長の説明が終わりました。

これより担当課長から詳細説明を受けるわけですが説明の順序は条例関係、補正予算関係の順に詳細説明をお願いいたします。

担当課長よりの詳細説明を求めます。

まず議案第70号、議案第75号について赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

議案第70号 身延町防災会議条例及び身延町災害対策本部条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

本条例の一部改正は災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、必要となる改正を行うものであります。

身延町防災会議条例中では災害対策基本法の一部改正に伴い、第2条第2号および第3号については防災会議の所掌事務の改正を行うものであり、第3条第5項に第8号として会長および委員の要件について追加をしたものであります。

また身延町災害対策本部条例では、災害対策基本法の一部改正に伴い同法を引用する本条例中に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

以上で議案第70号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第75号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について詳細説明をさせていただきます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い外国人登録制度が廃止されたため、住民基本台帳法に基づき3カ月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は平成24年7月9日から住民基本台帳法が適用とされることになりました。

以上のことから、山梨県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要性が生じたのでお願いをするものであります。

規約の一部変更の内容は、別表第2備考中および外国人登録原票を削るものであります。

以上で議案第75号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第71号、議案第78号について福祉保健課長。

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

議案第71号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について説明します。

4ページをお開きください。

今回の条例改正は上位法であります児童福祉法等が開催され、障害児施設の見直しとして児童福祉施設とされている知的障害児施設、盲聾唖児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設について、入所による支援を行う施設を障害児入所施設に一元化しました。また障害児の入所による支援の見直しとして知的障害児施設支援、盲聾唖児施設支援、肢体不自由児施設支援および重症心身障害児施設支援とされている障害児施設の支援について、入所による支援については障害児入所支援に再編されました。

この法改正に伴い引用部分である今条例第3条、支給要件を定めてありますが、ここの条項の文言を改正するものであります。

条例第3条第1項で手当を受けることができるものを規定し、第2項で受給除外児童を規定しています。この第2項で規定する除外対象児童入所、入院、収容される施設を明確にするため号立てとし同時に語句を整備し、記載のとおり第3条第2項を改めるものであります。今回一部改正は条文の整備と語句の変更を行うものであり、手当支給対象児童、除外児童等は従

前のおりで変更はありません。

続きまして議案第78号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明します。

6ページをお開きください。

歳入の9款1項1目繰越金ですが、過年度還付金の財源として248万5千円を計上しました。

続きまして7ページの歳出です。

7款1項3目国庫支出金等償還金ですが、過年度還付金として償還金利子及び割引料に248万5千円を追加し371万5千円としました。過年度還付金の内容であります。平成23年度地域支援事業交付金の超過分を返還するものであります。地域支援事業とは介護保険被保険者が要介護や要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する事業であり、この事業に対する交付金が平成23年度に2,814万8,400円交付されました。この交付金を翌年度、平成24年度精算する決まりですので、今回、248万5千円の追加補正をお願いするところであります。

以上であります。

○議長(福與三郎君)

次に議案第72号について、藤田建設課長。

○建設課長(藤田政士君)

それでは議案第72号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

6条中「身体障害者」を「障害者基本法第2条第1号に規定する障害者」に改め、これは障害者の定義を明確にするものでございます。

次に第21条の次に「および福島復興再生特別措置法第21条」を加える。これは原子力災害により深刻な被害を受けた居住制限者について、公営住宅法の23条の各号に規定する入居者の資格要件が満たされるというものを加えるものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第73号について、中村子育て支援課長。

○子育て支援課長(中村京子君)

議案第73号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今回の改正は児童福祉法と所得税法の一部が改正されたことにより、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱が改正されたことに伴うものです。この助成事業は所得税非課税ひとり親家庭を対象とし、前年の課税状況により9月1日から翌年8月31日までを助成期間としています。

まず8ページをお開きください。

4行目の第2条第4項の改正は児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法を引用している条文の繰り下げによる改正です。

次に6行目の第4条の改正は平成22年の税制改正により、平成23年分の所得税から適用



された年少扶養親族に対する扶養控除廃止と16歳以上19歳未満のものに対する扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴い、これまで所得税非課税だった対象者に所得税が課税されることが予想されます。このため対象者に不利益が生じないように従来どおり助成の対象とするための改正です。

以上で議案第73号の詳細説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第74号、議案第77号について、佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

議案第74号 身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例についての詳細説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

これは山梨県単独老人医療費助成金支給条例が平成25年4月1日で廃止になることに伴いまして、身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の提出をさせていただきました。この単独老人医療費助成金支給事業は68歳、69歳の市町村民税世帯、非課税者に対しまして山梨県が昭和46年度に制度を開始したもので、平成17年度の制度改正によりまして現在では本来3割負担でございますがこれを1割負担に軽減をし、残りの2割を県と町で2分の1ずつ負担するという制度です。国は認めていない制度というペナルティを課せられております。

山梨県におきまして行政評価アドバイザー会議、行政改革推進本部会議におきまして抜本的に見直すべきと整理された経緯がありまして見直しがされ、事業の廃止となったものでございまして、山梨県と歩調を合わせ廃止するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。施行日前に受けた療養に関わる助成につきましては、施行後も従前の例によることと施行日の前日において受給者証の交付を受けている者が施行日から平成27年3月31日までの間における療養に関わる医療費の助成につきましては施行日も従前の例によることになっております。本年度に68歳に到達される昭和20年3月31日生まれの方までは今までどおりということになります。

以上で議案第74号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第77号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細を説明させていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

4款1項2目療養給付費等負担金、1節現年度分につきましては4,986万5千円減額するものでございます。これは国からの平成24年度交付決定による確定値によるものでございます。

6款1項1目前期高齢者交付金、1節前期高齢者交付金は2,411万2千円の増額でございます。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付決定額によるものでございます。

10款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金は24万2千円の増額でございます。これはレセプトデータおよび検診データ分析支援システムに対する増額分の繰入金でございます。

11款1項1目1節療養給付費交付金繰越金でございますが1,795万2千円の増額でございます。これは平成23年度療養給付費等負担金返還金として返還することになります。

2目の1節その他繰越金は5,443万6千円増額するもので、内容は平成23年度決算による繰越金でございます。

続いて7ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、13節委託料でございますけども24万2千円増額するもので、国保連合会によるレセプトデータおよび検診データ分析支援システムに対する増額分でございます。財源は一般会計の繰り入れ分です。これは特定検診、特定保健指導の結果情報等を活用し、各種の経年の比較や県平均との比較、結果から多くのデータを分析するシステムということでございます。

続いて2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては財源組み替えでございます。国庫支出金4,722万7千円減額いたしまして、その他2,098万円と一般財源2,624万7千円を増額するものです。内容につきましては、歳入の療養給付費等負担金の減額によるものと前期高齢者交付金の増額による財源の調整になっております。

3目の一般被保険者療養費につきましては同じく財源の組み替えでございます。国庫支出金50万6千円を減額しまして、その他23万8千円と一般財源26万8千円を増額するものでございます。内容につきましては、先の1目一般被保険者療養給付費と同じでございます。

4目退職被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金につきましては31万3千円の増額でございます。これにつきましては8月分までの実績によるものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては財源の組み替えでございます。国庫支出金606万8千円を減額いたしまして、その他289万4千円と一般財源317万4千円を増額するものでございます。内容は先の1目一般被保険者療養給付費、3目の一般被保険者療養費と同じでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金につきましては1,950万5千円を増額するものでございまして、これにつきましては社会保険診療報酬支払基金からの支援金の納付通知による実数でございます。

6款1項1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金につきましては552万8千円を増額するものでございます。内容につきましては3款1項1目後期高齢者支援金と同じく社会保険診療報酬支払い基金からの支援金の納付通知による実数でございます。

9款1項3目償還金、23節償還金利子及び還付金につきましては1,811万8千円を増額するものでございます。内容につきましては平成23年度療養給付費等負担金ほか3件につきまして額の確定および精算に伴う返還金が生じたための増額でございます。詳細につきましては平成23年度療養給付費等負担金返還金が1,795万3,918円、平成23年度特定検診、保健指導国庫負担金返還金3万5千円、平成23年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金1万円、平成23年度老人医療費対策補助金返還金12万円、4件でございます。

財源につきましては療養給付費交付金繰越金1,795万3,918円と、その他繰越金16万5千円でございます。

10款1項1目予備費につきましては平成23年度決算におきまして繰越金が合計で7,248万9,933円になります。今回の補正でそれぞれ見込まれる額につきまして補正をさせていただきます。その結果、残りの額の317万1千円を予備費として増額計上させていただきました。

以上で国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましての詳細説明を終わらせていた

だきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

町民課長、議案第74号の制度廃止を25年3月31日なのに4月1日と言ったけど。3月31日ですよ。訂正してください。

○町民課長（佐野文昭君）

すみません。廃止は3月31日でございます。議案第74号につきまして、廃止は4月1日と言いましたけど3月31日の廃止になります。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第76号および議案第84号、議案第85号について、笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それではまず議案第76号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず5ページをお開き願いたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。いずれも変更になります。起債の目的でございますけども現年発生災害復旧事業債660万円を1,870万円の限度額にさせていただきます。1,210万円の増額になります。この内訳といたしましては農業用施設220万円、これは芦原の水路でございますけども、それから林業施設が270万円、三石山林道の2カ所の災害復旧です。それから公共土木施設は720万円、これにつきましては町道古関丸畑線と町道釜額線の2カ所でございます。

それから臨時財政対策債でございますけども、3億5千万円を2億円ということで限度額を変更いたします。これにつきましては国からの発行可能額が実は昨年度4億2,215万円ございまして、今年は2,500万円少ない3億9,690万円でございます。しかしながら前年度の繰越金等の用途が立ちましたし、地方債の残を抑制する観点からも借入限度額を2億円といたします。この臨時財政対策債につきましては翌年度の地方交付税に100%算入されるものでございますけども、理論算入でありますので借りても借りなくても100%算入されるということでございますので、本町としては2億円の限度額といたします。

それから続きまして一般公共事業債、それからもう一つ下に公共事業等債ということで2項目ございます。これの変更につきましては、実はこの一般公共事業債が国で公共事業等債ということで名称変更をいたしました。したがって2行に書いて一方は限度額ゼロ、一方は850万円ということにさせていただきます。それで30万円増えました理由でございますけども、これにつきましては県の大炊平の中山間農地防災事業の、これは県の負担金でございますけども、充当率の関係で30万円増えましたので限度額を820万円から850万円に変更させていただくという内容でございます。

それでは歳入からご説明してまいります。8ページをお願いいたします。

14款2項7目ですが災害復旧事業費国庫補助金でございます。これにつきましては1節公共土木施設災害復旧事業の補助金でございますけども、古関丸畑線それから釜額線の2カ所で1,467万4千円でございます。

次に15款2項4目の農林水産業費県補助金でございますけども555万円。1節に補正をいたします。これにつきましては大島、西嶋、寺沢の用排水路を改良工事するものでござい

して補助率は55.5%で間接補助でございます。

次に10目の災害復旧事業費補助金でございます。1節に1,045万1千円を計上いたしました。このうち455万円につきましては農業用施設の災害復旧、芦原水路でございます。それから590万1千円につきましては林業用施設の三石山林道2カ所の部分でございます。農業関係を、これももとは国からまいりますけども、間接補助金ということで県の補助金になります。

それから18款1項3目福祉教育学校就学奨励基金の繰入金でございますけども70万円でございます。これにつきましては奨励金を当初予算で10名100万円計上しておりましたけども、7名の増ということで今回増額の補正でございます。

それから19款1項1目の繰越金につきましては、今回の補正の一般財源分でございます。2億9,232万9千円でございます。

次に20款4項1目の雑入でございますけども228万円でございます。この内訳につきましては第三者行為による損害賠償金が204万3千円。これにつきましては老健の特別会計に本来は入るものでございますけども、老健会計はもうすでにありませんので一般会計に入れます。平成20年の3月4日にありました第三者行為による賠償金でございます。

それから新宇野尾トンネルの照明料、電気料でございますが市川三郷から9万円。それから大和公園のU字工コンクリート等の撤去の手数料が14万7千円。これは中部横断道の国交省の補償金でございます。

一番下になりますけど、21款1項につきましては2目農林水産業債が先ほどご説明いたしました30万円の増額。それから5目の災害復旧事業債につきましても農林土木関係、それから公共土木施設関係の災害復旧事業費でございますけども、これについても先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。

それから一番下の6目につきましては臨時財政対策債を1億5千万円減額する、2億円にするということでございます。

それでは歳出、10ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございますけども、共済費に51万4千円、公務災害補償費の負担金を計上いたしました。これにつきましては、東日本大震災によって発生した公務災害の補償にかかる特別負担金でございます。地方公務員が310名亡くなっております。それに対する負担金でございます。国からの財源措置といたしましては特別交付税でみていただけるということでございます。

それから3目の財産管理費につきましては、町道和田石倉線の用地調査業務ということで350万円。13節に計上させていただきました。これにつきましては延長290.5メートルになります。

それから4目の企画費でございますが28節の繰出金に7,185万円、土地開発事業特別会計の繰出金を計上いたしました。これにつきましては既存の建物の解体、それから宅地造成に伴う測量設計等の委託料等でございます。

それから2項の2目賦課徴収費につきましては13節の4万円でございますけども、これにつきましては償却資産のシステムの導入をしたいということで、法人町民税のシステムの導入費の残額と合わせて210万円を計画しているところでございます。差し引き4万円の計上でございます。

次に一番下になりますが、8項の1目下部支所費でございますが、18節備品購入費に5万6千5百円。これにつきましては古関、久那土出張所の証明書の発行用のプリンターがあまり具合が悪く、証明関係に支障があるということで今回、変えさせていただくものでございます。

また次のページの2目の身延支所費につきましても11節に修繕費の計上でございますが、これにつきましては支所の屋上等のシートが剥がれたり、それから非常用の照明器具の取り替えにかかる修繕等でございます。

それから3款1項1目社会福祉総務費の28節には、国民健康保険特別会計の繰出金2万4千2百円を計上させていただきました。

それから3目高齢者福祉費でございますけども、8節2万1千3百7千円に長寿祝金、長寿の花束等、祝いの花束の関係でございますけども2万1千3百7千円、7名分を計上させていただきました。

それから6目の高齢者保養施設費でございますが、11節の修繕費に7万3千2百円を計上させていただきました。これにつきましては女湯の浴槽のふちが木の仕上げになっております。これが腐食いたしまして欠損箇所が目立ってきたわけでございますが、これの修繕をするものでございます。

それから2項の6目原保育所費につきましては、11節に修繕費といたしまして給水管等の腐食に伴う修繕費を予算計上1万4千6百円計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

4款1項2目でございますが予防費でございます。13節に3万3千1百6千円を予算計上いたしました。これにつきましては生ポリオワクチンの接種が今回、不活化ポリオワクチン。9月から導入をされました。このための予算計上でございます。

それから3項の1目簡易水道運営費でございますけども、19節に3万6千9百円。これにつきましては小規模簡易水道事業の補助金ということで、江尻窪簡水に支出をするものでございます。不良バルブ交換および水道の漏水等の修繕で、事業費としては6万1千5百円の5分の3を支出するものでございます。

次の2目につきましては簡易水道施設の運営費ということで11節の修繕費、中之倉の飲料水供給施設の水源の補修工事4万5千円を計上させていただきました。

それから次に5款1項1目労働諸費7万7千7百円の13節の委託料の計上でございますが、これにつきましては下部の学校給食調理員をシルバーをお願いする1名分の費用でございます。委託料の計上でございます。

それから2目の働く婦人の家の運営費につきましては、11節に修繕費6万6千2百円でございますが、これにつきましては建築基準法の定期検査で指摘された排煙等の窓の装置の修繕、それから非常用の電池交換等の修繕費でございます。

次の13ページでございますが、6款1項4目農業土木費でございます。14節につきましては重機の借上料、台風4号による水路の土砂の撤去に使う重機等の借上料になります。それから15節につきましては1千円。大島それから西嶋、寺沢の各用排水路等の改良工事でございます。

次に2項の3目林業土木費でございます。同じく14節には重機の借上料を計上いたしました。それから15節工事請負費につきましては8万8千2百円で西嶋の流路工を工事いたすものでございます。

それから一番下になりますけども、7款2項1目の観光費でございますが11節に33万2千円を計上いたしました。これにつきましては、醍醐山の登山道の案内看板を作成するものでございます。醍醐山は高さが634メートルということで634（ムサシ）ということで醍醐山登山道を整備する会がありまして要望がございました。今回その看板をつくる作成料でございます。

次に14ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋梁維持費でございます。11節の修繕費に1千万円、町道等の修繕費、これは各区長さんからの要望がございました。それから15節に工事請負費の6路線1,170万円を計上させていただきました。これにつきましても各区からの要望でございます。

それから次の2目でございますが、道路の新設改良費でございますが、ここにも15節工事請負費に1,260万円、5路線を計画しております。

それから次に5項1目の住宅管理費でございますけども120万円。11節の修繕費に計上させていただきました。古い住宅が多くて雨漏り、それから街灯、それから風呂釜が壊れたということで修繕費が多額になったための予算計上でございます。

それから6項1目下水道総務費につきましては、28節繰出金327万3千円を下水道事業特別会計、それから農業集落配水事業等特別会計へ繰り出すものでございます。

それから次のページ、9款3項1目の防災費でございますけども、防災費の一番下になりますけども、19節に防犯灯の建設事業補助金ということで、下山の荒町の通学路にある防犯灯等を24万8,745円で直すということで、その2分の1を補助するものでございます。

次に10款1項1目につきましては、先ほど歳入のほうでもご説明をいたしました但基金から7名分を繰り入れて支出をする福祉教育学校就学奨励金でございます。

次に4項1目につきましては、28節青少年自然の里特別会計への繰出金でございます。

それから2目の公民館費でございますが19節に集落公民館の補助金を計上させていただきました。これにつきましては下部の第五でございますが、トイレの改修工事79万4,420円かかるころの3分の1を補助するものでございます。

それから梅平2区につきましては大広間の床、それから天井等の張り替えで351万円の経費のうち3分の1、117万円を補助するものでございます。それから元町につきましてもトイレの改修、下水道の接続等で52万5千円を補助するものでございます。

それから一番下になりますが、5項の4目総合文化会館の管理費でございますが、11節の修繕費に96万6千円を計上させていただきました。これにつきましては空調の取水用の水中ポンプが故障いたしました。その修繕費でございます。

次のページをお願いいたします。

6項の2目下部学校給食費でございますけども、これにつきましては臨時職員の賃金、共済費を全額落とすものでございます。先ほど12ページのほうで労働費のほうに77万7千円をシルバーの職員をお願いするということでとりましたけども、こちらを落としてそちらのほうで、シルバーへお願いするということでございます。

それから次に11款の1項2目3目につきましては農業用施設の災害復旧事業、それから林業用の災害復旧事業費でございます。農業用施設につきましては700万円。それから林業用施設につきましては908万円ということでございまして、それぞれ芦原の水路、それから三石山の林道の2カ所であります。それから2項の1目につきましては現年発生公共土木災害復

旧費でございますけども、15節に2,200万円を予算計上いたしました。

以上が一般会計の詳細説明でございます。

続きまして議案第84号 平成24年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、詳細説明をさせていただきます。

これにつきましては、決算が終わり繰越金等が決定をまいりました。6ページ、7ページを見ていただきたいと思いますけども、前年度の繰越金を17万9千円計上させていただきました。それを3款1項1目財政調整基金の中に25節で積立金、積み立てをするということと同じ金額17万9千円を予算計上したところでございます。

それから続きまして議案第85号 平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

これにつきましても6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

繰越金が決まりましたので16万4千円繰越金を計上し、7ページでございますけども歳出のほうで2款1項1目の保護費11節に12万2千円修繕費をとりました。これにつきましては恩賜林の管理用の橋梁の石積みが4号台風で傷んだため補強修繕をいたす費用でございますが12万2千円。それから残りの4万2千円につきましては3款1項1目の財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上、議案第76号それから議案第84号、85号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第79号、議案第80号について、樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

それでは議案第79号と80号について説明させていただきます。

まずはじめに議案第79号をご覧ください。

平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入の説明でございますが、2款1項1目農業集落排水事業繰入金22万円。これにつきましては、消費税納付金に充当するための追加補正でございます。

7ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目上之平地区維持管理費、27節公課費22万円。これにつきましては平成23年度の決算に伴い、事前に税務署と消費税の打ち合わせを行った結果、農業集落排水事業等にかかる消費税の納付額が21万9千円となることから22万円の追加補正をさせていただくものでございます。

79号については以上であります。

次に80号をご覧ください。

議案第80号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入の説明でございますが、4款1項6目下水道一般会計繰入金30万5千3百円。これにつきましても消費税納付金に充当するための追加補正であります。

7ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費、27節公課費305万3千円の追加でございます。23年度の決算に伴い、同じく税務署と消費税について事前打ち合わせを行った結果、平成23年度分の消費税納付額が206万8,500円となりました。また消費税の課税基準により消費税の年額が48万円を超える場合には次年度分の消費税は前年度分を2分の1、つまり103万4,200円となりますが、これを今年度中間納付をしなければならないということで、このことから平成23年度分206万8,500円と平成24年分103万4,200円を合わせますと今年度の納付額が310万2,700円となります。

なお、当初予算で5万円を計上しておりますので5万円を差し引きますと305万2,700円となりますので、今回305万3千円の追加補正をさせていただくものでございます。

以上で議案第79号と80号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第81号について、佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

議案第81号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金の21万8千円の増額は人件費、修繕費の補正のため一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出についてご説明いたします。7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の11万1千円の補正は2節、3節、4節の職員1名分の人件費の補正でございます。

2款運営費、1項1目体験施設運営費、11節需用費10万円は車両の修繕費でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第82号について、高野下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

それでは議案第82号 平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をいたします。

予算書の事項別明細書、6ページをご覧ください。

歳入ですが平成23年度繰越金が131万2,458円見込まれることから1節繰越金に99万円を追加計上いたしました。

次に歳出ですが7ページをご覧ください。

歳入で追加しました繰越金を奥の湯温泉事業基金に積み立てるため25節の基金費に同額の99万円を追加計上しました。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第83号について、丸山政策室長。



○政策室長（丸山優君）

それでは議案第83号 平成24年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。歳入から説明させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般会計繰入金に7,185万円計上させていただきました。これは歳出の委託料および工事請負費に充てるものです。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをご覧ください。

2款1項1目住宅地造成事業費、13節委託料に1,285万円計上いたしました。これは説明欄にもありますように宅地造成に伴う測量業務、設計業務、開発行為申請書作成業務の委託料に充てるものです。15節の工事請負費として5,900万円計上いたしました。これは身延ショッピングセンターコマの建物の解体費用として計上したものです。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

ここで先ほど財政課長よりの説明に一部訂正の申し入れがありましたのでこれを許可します。笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第76号を先ほどご説明いたしました。

平成24年身延町一般会計補正予算（第3号）の中でございますが、15ページの消防費の中で防犯灯の建設事業補助金の場所を下山の荒町と説明したようですが、下山の新町の間違いでございましたので訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

詳細説明が終了しました。

次に請願第2号であります。

望月明君より趣旨説明を求めます。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

それでは請願第2号につきまして提案をいたします。

お手元の請願文書表をご覧ください。

請 願 番 号 請願第2号

受 理 年 月 日 平成24年8月16日

件 名 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願者住所氏名 山梨県南巨摩郡身延町西嶋1826番地1

身延町PTA協議会会長 遠藤裕哉ほか3団体

紹 介 議 員 身延町議会議員 望月明

請願の趣旨

少人数学級を推進すること。豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

なお、添付書類としまして請願書等詳細が添付されております。本請願はここ数年来このよ

うな形で請願が出されておりますので詳細説明は省略させていただきます。

以上よろしくご審議をお願いします。

○議長（福與三郎君）

次に発議第1号について、松浦隆君より趣旨の説明を求めます。

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

発議第1号でございます。

提出者 松浦 隆

賛成者 河井 淳

” 野島俊博

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書ということで提出させていただきます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割をふまえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築することを求める。

これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

これで、提出議案の説明は終了いたします。

お諮りをいたします。

請願第2号および発議第1号につきましては議会会議規則第90条第2項の規定によりまして委員会付託を省略し採決を行いたいと思っておりますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、請願第2号および発議第1号については委員会付託を省略し採決を行うことに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

平成 2 4 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 7 日

平成24年第3回身延町議会定例会(2日目)

平成24年9月7日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	芦 澤 健 拓
5番	松 浦 隆	6番	深 沢 脩 二
8番	草 間 天	9番	川 口 福 三
10番	渡 辺 文 子	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	望 月 広 喜
14番	望 月 秀 哉	15番	福 與 三 郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子  
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第74号 身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について、議案第75号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第84号 平成24年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第85号 平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第2号）の16件を除きましては委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑につきましては総括的・大綱的な質疑に留め、詳細な質疑につきましては各常任委員会審議の中で行っていただくようご協力をお願い申し上げます。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第70号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第71号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第72号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第73号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第74号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

議案第74号なんですけども、県単の老人医療費助成制度ということで、今まで昭和46年度からこの制度を県の事業としてやってきたんですけど、大体、毎年対象者ですね、どのくらいいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長(福與三郎君)

佐野町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

お答えいたします。

現在の対象者ということでお答えさせていただきたいと思います。8月31日現在で110人が対象になっております。

○議長(福與三郎君)

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

そうすると今まで1割負担だったのが、それが本制度がなくなった、経過措置はあるにしてもまた3割になってしまうということで負担が増えるということで理解してよろしいですか。

○議長(福與三郎君)

佐野町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

1割負担が3割負担になるということになります。

○議長(福與三郎君)

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○11番議員(穂坂英勝君)

2点、お伺いいたします。

8ページの・・・失礼しました。ちょっと先走りました。ありません。

○議長(福與三郎君)

議案第74号について、他に質疑はございませんか。

( な し )

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第75号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第76号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

一般会計の補正予算ですけども、12ページの労働費の中で労働諸費委託料ということで下部学校給食調理業務をシルバーに委託をするということで、教育費のほうで臨時職員の賃金が減額ということなんですけれども、これはどうしてシルバーに委託をするようになったのか説明をしてください。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

今年の4月に入りまして、新しく入っていただいた給食の調理員の方が辞められたので、その方の補充を急ぎしなければならなかったわけですが、対象者が60歳を超えていたためにシルバーからの委託という措置をとりました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

学校給食というのは、今、食育ということがいわれていて教育的役割なんかもあると思うんですけども、その点、安易にシルバーに委託するということは教育的配慮ということに関して私は配慮が欠けているのではないかなというふうに思うんですけど、そのへんについてどうなのかというのと今後そういうのは増えていくというふうに、やむない措置だったのか、今後どういうふうに考えておられるのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今、答弁をいたしました1名の欠員が出たことの補充でございますが、60歳以上ではございましたが、調理員の経験があるのでお願いいたしました。ただ60歳以上という年齢的なことからシルバーに委託ということでお願いしたわけです。

今後、増えていくかということですが、そのようなことは特にはないと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

1点、お伺いいたします。

13ページの7款2項1目の観光費、これは需用費ということで33万2千円。これは醍醐山の登山道に掲げる案内板の標識を付ける費用だと思います。財政課長の説明の中にもありましたように、この醍醐山が634メートルということでスカイツリーと同じ高さということで、たまたま役場の職員がを見つけまして、これをなんとかしようということで始まったようです。8月26日に整備に登りました。私たちは常葉のほうから登っていったんですけども、常葉が



ら登って上之平を下って下部温泉で湯につかるというふうなコースで観光に貢献できないかということで、町民があのかきは45名ですか、登山道の整備を行いました。

今後の問題として醍醐山の頂上が大変見晴らしが悪くて、よければいいんですけど、見晴らしが悪くて、雑木林が一面にありまして見晴らしのいいところまでいくには、ちょっと300メートルぐらい歩いていくことになると思うんですけど、そのへんの問題点がありますので、そのへんを観光課でもちょっと確認をしていただいて、なんとか見晴らしのいい形にできないかどうかということと、そうならば当然また予算が必要になると思いますので、その点について検討していただけるかどうか、観光課長にお伺いします。

○議長（福與三郎君）

熊谷観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

お答えします。

先ほど芦澤議員のほうから634ということで東京スカイツリーと同じ高さというか、そのへんをちょっと補足の説明をさせていただきます。

東京のスカイツリーが今年の5月22日に開業いたしました。これに伴いまして、各地で山のスカイツリーとしてまちおこしを行っております。山梨県内であれば大月の岩殿山、それから新潟県の弥彦山、それから坂戸山、岩手県の大鉢森山等々、いろいろなイベントが催されております。そんな形で身延町にも634.8メートルという町のシンボルとして、町の愛されますスカイツリーとしていろんなイベントを催していきたいと思っております。

それから先ほど議員さんのほうから言われました8月26日に45名で道の整備をしていただきましたが、その前に7月16日に醍醐山登山道を整備する会という会が発足いたしました。その中で先ほど見晴らしもあまりよくないんですけども、今後民有地でありますので、その民有地を少し切らせてもらって見晴らしがよくなるのではないかとということで、その会の代表者も今から交渉をしていきながら、もうちょっと見晴らしをよくしてお客さんに来ていただきたい。こんな予定でいるということで伺っておりますので、今後もう少し時間をいただければ見晴らしもよくなるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

13ページの4款の農業土木費、14節、15節、16節ですね。それから農業水産費の農業土木費、14節、15節、この補正については台風災害等の関係でここへ補正を盛られたのか。どういった関係をもって、これだけの補正額が出たのか説明をお願いします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

13ページの6款1項4目14節使用料及び賃借料ですが、これは6月19日、20日の台風4号による用水路等の土砂の撤去による重機の借上料ということでございます。その下の15節の工事請負費1千万円ですが、これは農業体質強化基盤整備促進事業という県の補助を

もらったの基盤の整備ということで、これは台風とは関係ございません。

あと16節の原材料費については、農業の用排水路等の補修用の原材料支給ということです。これにつきましても台風4号等で取り入れができないとかそういうことで原材料を使っているのです。今回50万円の補正をお願いしているところでございます。

あと6款2項3目林業土木費14節でございますが、6月19日、20日の台風4号による林道の崩落土の除去、あと流路工に埋塞した土砂を取る等の重機の借上料でございます。

15節の工事請負費でございますが、西嶋の既設の流路工が破損しているということでありますので、これは台風災害の工事請負費ではございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

2点ほど伺います。

11ページ、3款1項社会福祉費、この中の報償費で長寿祝金、それから長寿祝い花束、この213万7千円出ていますけども、こちらのほうの内容をちょっと説明いただきたいのと、それから同じページの民生費、各保育所においてリズム音楽、それから英語指導講師という形で出ていますが、学校それから保育園等々、年間の計画的にやるわけですから基本的には当初のほうでこういうものが入ってくるはずなのかなと思うんですが、これが今の補正に入ってくるということはちょっと記憶の中で英語を保育園で教えるということが、なんか国のほうでそういう指示があったようなことも記憶にちょっとあるんですが、そのへんも含めてこの経緯を説明いただきたい。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

3款1項3目の高齢者福祉費の報償費であります。当初4人の100歳の方を見込んでおりました。この100歳の祝金30万円と、それから花束が5千円相当を計上しておりましたが、その計上の折、今回の対象者が明治45年4月1日から大正2年3月31日までということで、この年号の入力が電算のほうでうまく整理ができなかったため、今回7人の方、大正生まれの方なんですが、この方々を計上させていただきました。金額等については当初計上の金額と同じであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

3款2項3目から保育所の関係です。このリズム音楽と英語指導講師の報償費ですが日ごろから保育に関しては最善の努力をしていますが4月以降、再度保育の内容を見直し、保育士と協議を重ねました。その中で保育内容に少しでも新しいものを取り入れようと考え、園児にいろいろな経験をさせる保育を図ろうということで、このリズム音楽というのはリトミックですが、リトミック教室と英語教室の講師報酬費の予算を計上させていただきました。

英語教室は何年前かに保育所でもやっていたそうですが、最近それがなくなり、小学校へいっ

てからも英語教育がありますので月1回ですが少しでも英語に慣れて、小学校へ入学ということを考えて計上させていただきました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

今の英語の話なんですが、リズム音楽に関してはこれは情操教育の中では定番ですからこういうのはどんどんやっていただきたいと思うんですが、英語の場合、月1回といたら本当にいくら子どもたち覚えが早いといいますが月1回では足りないような気がするんですが。例えば月2回とか3回とかそういうことは今後考えられないんでしょうか。そのへんも含めてちょっとお答えください。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

私個人の考えでは1週間に1回と思っていますが、まず体験ということで月1回体験させて、来年度からまたもう少し回数を増やすことを考えています。各保育所に月1回の英語指導ですが、例えば保育所合同で行った場合には月2回も考えられますので、また今後考えていきます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○5番議員（松浦隆君）

ぜひそういう工夫をして、やはり将来を担う、町を担う子どもたちですからそういうことを行政が工夫をして今後もやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

8ページ、20款4項1目の諸収入の雑入で228万円が計上されています。これは説明によると、なんか第三者行為ということだったんですが、科目がこれで妥当なのかという点でお聞きしたいんですけども。というのはたぶん、議案説明のときの説明ですと第三者不法行為、2年くらい前のものの求償による収入だというふうな説明があったんですけど、使われたものは国保の金が使われて、それに伴う第三者不法行為ということで返してもらった金額であれば、一般会計の中へ補正で受け入れるのが少し妥当性を欠いているんじゃないかと思う点でお聞きします。その内容の説明をお聞きします。

それから2点目に10ページの2款1項4目の土地開発事業に繰出金が計上されております。議案第83号でお聞きすればいいんですけども、委員会付託等いろいろございますので、これを繰り出すということは、7千万円ですね、繰り出すということは中身がある程度、事業の中身が掌握されていまして、それに伴う部分、測量とか解体工事の費用とかを積算された上での繰り出しのように思われるんですが、工事の内容がどこまで把握した上での繰り出しなのかを

お聞きしたいと思います。

83号でいろいろお聞きしたり、ご意見を申し上げたりということはあるんですけども、ここでお聞きするには委員会付託ということがありますので、これをお聞きしたいと思います。

それから本当に細かい話なんですけど12ページの4款1項2目ですか、委託料で不活化ポリオワクチンですか、まったく名称が長いんですが、予防費であげられているから予防接種だろうと思うんですが、なんなのかまったく知らないものですから、これがなんなのかの説明をお願いします。この3点をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

雑入の関係でございます。この金額は204万3千円という形でございます。これは平成20年3月の交通事故の関係の第三者行為の賠償金が戻ってくるということで、国保連合会へ委託をしていたものでございます。これにつきましては内容が老人保健特別会計の分で支出をしていたもので、ご存じのとおり平成20年4月から老人保健制度が廃止されたことに伴いまして、平成23年3月31日をもちまして特別会計の設置義務がなくなってしまったという形で廃止されたものです。このたび歳入として入ってきたものにつきましては、一般会計として雑入で組み入れさせてもらったということでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

企画費の28節繰出金につきまして7,185万円のうち1,285万円につきましては宅地造成に伴う測量業務、設計業務、開発行為申請書作成業務の委託料に充てる予定です。また残りの5,900万円につきましては身延ショッピングセンターコマの建物の解体費用として使う予定であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

12ページ、4款1項2目の予防費であります。委託料として331万6千円、不活化ポリオワクチン接種の委託料ということで計上させていただきました件ですが、予防接種法で定められておりますポリオのワクチンの接種です。これについては8月までは生ポリオワクチンを経口接種、口から飲んで行う予防接種ということで集団接種を行ってまいりました。これが9月1日以降、国の認可がおりまして不活化ポリオワクチンの接種が定められたところであります。これに伴いまして集団接種から個別接種ということで病院等に注射でこれはやるんですが、その分の委託をお願いする金額を計上させていただきました。

これに関連しまして8節で報償費3万円の減なんですけど、これが今まで集団接種で医者に来ていただいてすこやかセンターで行っていた分、これの謝礼を減額したということになります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

1点目の第三者不法行為の科目がどうのこうのと、細かくどこが正しいのか私も分かりませんのでものを言っているんですけども、ものは出たもの、うちから使われた金は医療費なんですね。これは間違いありません。医療費で使われたものを国保連合会が求償行為を起こして取り戻すというおかしいんですけど、取り戻してくれた金額であるから、どうもここに入ってくるお金、雑入だからいいとは思うんですけども、ここへ入ってくるものではないんじゃないかなという、先ほどの説明の中でもなお強く思うわけですけども、間違いとかなんとかではございませんもので考えておいて適正な処理がもしあるのであれば、その方向にやってほしいと。

とにかく医療費を返してもらっただけの話ですよ。使われてしまった医療費をうちで払うべきものではないんだよと。あなたのほうで払うべき医療費をうちで仮に払ってやったんだから返せよというのが法律用語で第三者不法行為によるという表現であるだけのことですよ。それをうちではできないのではなくて、やらないかできないか分かりませんが、とりあえず国保連合会にお願いして、その手続きをとっていただいて国保連合会からわが町へ振り込んできたという形ですので適正な会計処理に正しいかどうか考えてやっていただきたいと思います。

それから土地開発事業への繰出金ですけども、今のご説明まったく議案説明のときとま同じな説明でありましてそこまでは理解しているんですけども、ここへ繰り出すというときにはある程度、工事の進み具合というか、これから先の計画が判明したから出すだろうと。これがこの間、説明があったように地域へも地域の住民の皆さんにも説明したよということが伴った上で繰り出すはずなんですけども、私どもよく言われているんですけども、このところコマショッピングセンターの件に関しては身延町議会ではあそこ、分譲で売り出すことを決めたのに売れなかったときは議会はどういう責任を持つんだという話をたくさん聞きます。議会はなんだと。反対とか賛成ではなくてそういうものを聞くときに、私どもがまったく地域の住民に説明会を開いている、それも知らない。地域の住民からいろいろ声を掛けられても何も知らない。とにかくあそこは分譲地として造成するんだよしか答えていない現状から今、繰出金が7,100万円あるという中身は少なくとも新しい新規の特別会計のほうではこういうところまで、例えば12月までに測量をし設計を完了させ、その次の段階はこうすると時系列的な計画ができ上がっているから繰り出しを決めて新しい特会へ入れてあるのではなからうかと思うのでそこを聞きたかったんですけども、よろしく願いいたします。それだけです。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

申し訳ありませんでした。一応ショッピングセンターコマの解体につきましては、今回の土地開発事業特別会計の補正予算が成立したあと解体に向けて入札等を行い着手し、できれば12月中くらいには解体を終えたいなとそんな予定であります。その後、測量業務、設計業務等を行い3月末までにはある程度の何区画か大体何坪くらいか、このあたりを設計していただき、来年の当初予算で分譲費用等を計上し、来年販売するとこんな形でいきたいと考えております。

民有地の方との交渉がある程度、目途がついたということをお話ししましたが、これからそ

の方向がしっかり決まった段階で地域の皆さんに説明会を開きたいと考えております。そのあたりのことにつきましてはちょっと地元の区長さんと日程調整等を行っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

老人医療費の第三者行為の雑入へ入っている部分でございます。これにつきましては、老人保健特別会計がございまして、本来であればそこで国庫金、県費、町の費用等それぞれ負担をして支払ったものですから精算をいたします。ところがこの特別会計は2年間そのままにしておいて最終的にはもう廃止をされてしまいました。返すところがございません。したがって一般会計で、廃止するときの理由も今後、老人保健の過誤等がありました場合は一般会計で処理しますということでございますのでここで処理をさせていただきます。それにつきましては入れる科目をどこにするかということもございましたけども、実際にはこれは使っていくあてのないものです。ここから国庫補助金等を返していくとかそういう部分はありません。ですから老健会計を解散するときに精算をし町にも返ってきたんですが、そのときに遡ればそのときに町へ返ってくる部分という考えで雑入へ入れさせていただきましたのでご理解をお願いいたします。

以上です。

すみません、2年間と申し上げましたが3年間、そのまま老健保険は特別会計を設置していただいたものでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

1点だけ政策室長に。先ほどの聞き方でまったくよろしいんですけども、まず私どもがこれ議案の中身と違いまして、早期に完売できるかどうかということ非常に一生懸命、今から考えていく必要がある、そういうものを含めながらお聞きしている点でございます。

もうここまで来たときには販売の方法とか、金額は決まらないにしてもどういうところどういう形でというものを一般公募だろうと思います。結果的に一般公募だろうと思いますけどもどういうターゲットでPRし、いろんなものを今、政策室がこれをもって新しい事業をやるということはそのへんを考えてお持ちになっているはずでございますので、早期にそれらやってほしい。聞くところによると過去山梨県が別荘地の売り出しをやったときにどうも売れないと。困ると。どういうふうに責任を取っていいかというときに職員にPRで買わせることも考えたし、議会の議員にはぜひ買い手を捜してこいと。もしくは自分で買えというようなことで落ち着いたということは、これは側聞ですので真意のほどは分かりませんが、そういう例をとりまして話がよくされます。

私どももなんとか事業が完成したならば売れる段取りを議会としても努力する必要があるものですから、分かっている計画は詳細にご説明を願いたいと申し上げました。先ほどの説明で分かりましたけども今後ともそんなふうによろしく願いいたします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

8ページの18款の1項3目福祉教育学校等就学奨励基金繰入金につきましてですが、この制度と申しますか、実態はどのように行われているのか。また説明によりますと10名をさらに7名増やしたというようなことでしたが、これにつきましても併せてお答えをお願いします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

福祉教育学校等就学奨励基金の件でございますけども、この件は旧身延町の時代、平成12年に篤志家の方から1千万円のご寄附をいただいて、それを原資として基金に積み立て、1人10万円ですが福祉学校に進学するときに奨励金ということで進呈をしてきた経緯がございます。

当初予算に100万円10人分を計上いたしましたけども、今年度はすでに17人の申請がございましたので不足分の70万円を今回計上するというものでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第77号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第78号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第79号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第80号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第81号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 8 2 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 8 3 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 8 4 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第 8 5 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号中、財産区特別会計歳入歳出決算 1 2 件、議案第 7 4 号、議案第 7 5 号、議案第 8 4 号、議案第 8 5 号、以上 1 6 件につきましては委員会付託を省略し討論・採決を行いたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって財産区特別会計歳入歳出決算 1 2 件、議案第 7 4 号、議案第 7 5 号、議案第 8 4 号、議案第 8 5 号につきましては委員会付託を省略し討論・採決を行うことに決定いたしました。

続けて、お諮りいたします。

認定第 1 号中、財産区特別会計歳入歳出決算 1 2 件につきましては一括討論・採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって認定第 1 号中、財産区特別会計歳入歳出決算 1 2 件につきましては一括して討論・採決を行うことに決定いたしました。

日程第 2 提出議案に対する討論を行います。

認定第 1 号中、財産区特別会計歳入歳出決算 1 2 件について一括討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論もないようですので、討論を終結いたします。

議案第 7 4 号について討論を求めます。



渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

議案第74号 身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について、反対討論をいたします。

この制度は山梨県単独事業で住民税非課税世帯の68歳、69歳の方を対象に医療費にかかる自己負担額を1割とする制度です。対象になる方々の医療費を県と町が負担していますが県がこの制度を廃止するので町でも廃止するというものです。今、住民の皆さん特に年金で生活している方たちは年金を減らされているのに年金から引かれるものが増えてどうして生活していったらいいのかという声を聞きます。そんな中でこの制度の廃止です。自己負担が3割に増えることになります。県が廃止をするから町でも廃止ではなく、どうしたら住民の負担を少しでも軽くすることができるのかを考えるのが町の仕事ではないでしょうか。いろいろな制度の改悪が行われ、住民の苦しみを考えると本条例の廃止を黙って見過ごすことはできません。

○議長（福與三郎君）

賛成討論はございますか。

（なし）

他に討論はございますか。

（なし）

他に討論もないようですので、討論を終結いたします。

議案第75号について討論を求めます。

討論はございませんか。

（なし）

討論もないようですので、討論を終結いたします。

議案第84号について討論を求めます。

討論はございませんか。

（なし）

討論もないので、討論を終結いたします。

議案第85号について討論を求めます。

討論はございませんか。

（なし）

討論もないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成23年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町西嶋財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町大河内地区財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成23年度身延町下山地区財産区特別会計歳入歳出決算について

以上12件については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって議案第74号 身延町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第75号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第84号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第85号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第85号 平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時57分

平成 2 4 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 3 日

平成24年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成24年9月13日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	芦 澤 健 拓
5番	松 浦 隆	6番	深 沢 脩 二
8番	草 間 天	9番	川 口 福 三
10番	渡 辺 文 子	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	望 月 広 喜
14番	望 月 秀 哉	15番	福 與 三 郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子  
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名であります。

まず通告の1番は野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。よろしく願いをいたします。

早速、質問に入ります。

まず質問1でありますけども、財政状況が一段と厳しさを増す今日、多くの自治体経営はいわば重症の状態であり、行革大綱等の既存計画の見直しや新たな経営システム構築を行う自治体が増えていることも事実であります。

内容的には事務事業の見直しや組織機構再編などを中心としたものから、行政管理から行政経営への転換というニューパブリックマネジメントの発想、いわゆる民間企業における経営手法を公共部門に適用し、そのマネジメント能力、個々の行動力性を高め、効率化・活性化を図るという考え方や行政マネジメント、経営管理の視点をかなり意識したものへと変化しております。

民間企業の事例では組織目的、獲得したい価値は利益でありますから経営は利益を得るための技術であり、合併や買収などの投資やバランスシートなどの会計指標であります。そして組織目的の利益を獲得しようとしすぎるとよい製品が生産できず、よりよい製品を提供しようとしすぎるとコストが上昇して利潤が少なくなるという組織目的と事業目的は相反する関係にあります。

議長、今ちょっと目がまわっていますので、ちょっと。

○議長（福與三郎君）

大丈夫ですか。

○1番議員（野島俊博君）

議長、すみません、続けます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

片や実際では住民満足を高めすぎると財政的に厳しくなるかもしれないし、また業務を効率化しすぎて住民サービスがおろそかになる可能性もあります。ここでもお互いに相反する関係であると考えられます。この相反する2つの目的を同時に達成するために、なんとかするのが経営管理であります。

そこで重要なのは管理監督者の覚悟というか、役割は仕事量が少なく職員数が十二分に足りていて予算が潤沢であれば大抵のことはなんとでもなります。しかし多くの地方自治体の現状を見ますと地方分権の進展により、仕事は増大して住民の要望はますます高度化、複雑化の中で予算規模は縮小傾向、職員も減少せざるを得ない状況下、相反する難題を抱えています。

そこで質問をいたします。

行革のお客さん、そしてパートナーである町民に対して効果的で質の高いサービスを最小の経費で効率的に提供し、常に成長することができる行財政システムの考えを聞きます。答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

町民に対して効果的で質の高いサービスを最小の経費で効率的に提供し、常に成長できる行財政システムの考え方につきましては、まず町の取り組むべき課題を取り上げ、住民ニーズの的確な把握、町民との情報の共有化、町民とのパートナーシップ、協力関係が必要であります。町民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら町民を中心に据え町民と協働したまちづくりが重要であると考えております。そのためには施策の目的の明確化を図るとともに町民の視点に立った政策能力、効率化能力、住民と協働する能力、実行能力を発揮できる職員の育成、行政サービスに対する改善意識とコスト意識の醸成、行政管理から行政経営の転換と企業経営的手法の取り入れ、事務事業の整理合理化、町民への説明責任を果たすなど積極的に取り組んでいくことが必要不可欠であります。

このことから常に成長することができる行財政システムの考えは将来にわたり住民に価値の高いサービスを効率的に提供し続けるためには組織としての経営サイクルであります計画 プラン、実行 ドウ、評価 チェック、改善 アクションを円滑かつ効果的に循環させ、常に自助努力を惜しまず自己改革をしながら成長を続ける行財政システムであることが必要であるとと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。積極的な答弁でありますけども、ちょっと私の考えも述べさせていただきます。

高度成長を掲げた時代の変化とともに拡大してきた行政の領域もさらに複雑化、多様化する



町民ニーズに的確に応えるために地方自治体はマネジメントの強化を目指し、行政評価制度や成果主義型人事評価制度など数多くのマネジメント技術に関する制度を導入してきました。

しかし厳しいことを申し上げますけども、多くの自治体においてそれらを導入して数年が過ぎると記入することが目的になり、いつのまにか形骸化しているのも現実ではないかなと思うところでもあります。

行政管理型から行政経営型へ、そこで常に成長することができる行財政システムをさらに進め、今後に向けて確立していくところは、自治体成長の視点はお客さんの視点では顧客とは居住住民、勤務住民、観光等で訪れる住民と範囲が広く、その役割は受益者、納税者、主権者、パートナーと複雑であります。地方自治体が今、挙げた住民の満足度を高めるためにはどのような行政サービスを提供するかの視点で目標や成果を設定します。業務プロセスの視点では業務をいかに効率的に行うかの視点です。職員が実施すべき業務の時間短縮、成果目標のより高い達成、少人数での実施などを成果や目標とする。財務の視点においては経常収支比率、公債費比率、財政力指数などの指標から健全な財政運営を成果や目標とする大きな視点があります。職員の業務レベルでは最小の経費で最大の効果を挙げる業務を実施できたかの視点があります。業務実施時にできるだけコストを削減し成果や目標を達成できたかを評価することです。学習と成長の視点ではどのように人材を育成し、成長させたかを成果や目標として評価します。さらに組織としていかにノウハウの蓄積や組織改革や構造改革が実現できたかの成果や目標とする視点であります。

バランススコアカードの4つの視点はお互いの相反する内容ではありますが、これらの4つの視点のバランスをとって効率的に運営し、目標や成果として取り入れたらいかがでしょうか。

そして重要なのは組織を先導管理型組織を求めるのか、自立性を促し組織を支援する、いわゆるエンパワーメントリーダーシップとしたいのかであります。要するに1つ目、管理者の命令と統制による組織なのか。それとも職員の主体的な取り組みによる組織なのか。2つ目は職員の能力を把握することなのか。それとも職員の関心や期待を把握することなのか。3つ目として不足している点、欠けている点を発見し能力開発を行うのか。それとも強みややりがいを発見し、それが生かされ伸びるよう支援を行うことなのか。4つ目、管理者が目標と施策を職員に提示することなのか。それとも管理者と職員がやりたい姿や目標を共有することなのか。5つ目は職員は指示、命令されたことを確実に遂行することなのか。それとも職員が実現に向けて施策を考え、みずから実行することなのか。6つ目、報告と進捗管理を重視することなのか。それとも情報・状況の共有を重視することなのか。7つ目、管理者による職員への叱咤激励、指導することなのか。それとも職員の主体的な振り返りによる仮説検証をすることなのか。このことをよく考えて人材育成、人づくりに努め、常に成長していくことが私は大切であると思います。

それでは、次に移ります。

これまで地方公共団体の会計の多くは、民間企業の発生主義による複式簿記の会計基準とは異なった、いわゆる現金主義の考え方に基づく単式簿記の会計処理を導入してきました。現金主義、単式簿記による場合、資産という概念はなく、フローとしての現金の収支の記録しか残りません。例えば固定資産を買ったという記録は残っても、それが除去されたかどうか。資産価値はあるのか否か。また現金の流入を収益と考えるため、極端な話、借入れを行っただけ

で収入が計上されることになるのではないのでしょうか。

このように現金主義、単式簿記での財務諸表で提供される情報は非常に限られているため、自治体の説明責任を果たすことができないという問題点があります。

そこで平成18年8月31日に総務省より示された地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針において、地方公会計改革として平成18年5月18日に示された新地方公会計制度研究報告書に基づき発生主義の活用および複式簿記の考え方を導入し貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書の財務処理4表を整備する方針が示され、財政健全化のため資産売却や起債の圧縮などを進める上で不可欠な取り組みとして推進することが要請されました。

県内の公会計の整備状況を見ますと町では本町をはじめ富士川町、昭和町、西桂町、早川町、南部町、市川三郷町でありますけども、財務処理4表を公表しているのは昭和町および富士川町、西桂町となっております。

ここで企業の財務諸表について考えてみますと、企業の状態を知るための健康診断書のようなものでありまして、決算期になると開示情報として発行します。そして企業の財務諸表は大きく分けて3つの決算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書からなります。この財務諸表を読み解くことにより、企業が不調なのか好調なのかを知ることができ、またチェックすることができます。投資対象にできるか否か判断する大きな材料となります。ぜひ知っておきたい内容となります。

そこで、質問に移ります。

新地方公会計制度に基づく財務書類、財務諸表で見えてくる身延町の財政状況、どのような考えで導入したのかについて、答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、地方公共団体の会計手法につきましては、地方自治法等に基づき歳入と歳出を現金の受け渡しの時点で認識する現金主義を採用し、毎年度会計年度独立の原則に基づいて単年度会計、単式簿記による歳入歳出の収支予算により決算書を作成しております。

新地方公会計制度につきましては地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由で、かつ責任のある地域経営が地方公共団体に求められている中、より効率的な行財政運営や行政改革をするために従来の手法に加え資産や負債などの情報やコストを意識した企業会計と同様の発生主義、複式簿記の考え方を取り入れた会計手法を導入するため財務諸表、この場合4表になりますが貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成するものでございます。

本町では貸借対照表、いわゆるバランスシートにつきましては毎年公表をしているところでございますけども、行政コスト計算書や純資産変動計算書等、3表は公表してございません。この3表につきましては平成23年度の決算、今回の決算が認定をされますと各諸表を今年度中に作成し、年度末には公表してまいる予定でございます。このことによりましてストックとコストの面で包括的に財政状況を把握し、資産債務改革に生かしていくことや類似団体等との

比較分析により財政面での特徴、課題を明らかにすることができ、今後の財政運営の方向の検討に役立てることができると考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

おっしゃるとおりですね。今年度中に4表を公開できるというお話をいただきました。私のこれまでの企業にいたときをもとに、その目的というのをちょっと述べさせていただきますけど、会計には今言ったように目的がありまして、目的により用いられる会計も異なる。それは民間企業の会計の目的は何か。それは当期利益や期末の資産や負債はどの程度か。株主持ち分はどのくらいか。実態では議決、予算どおりの活動を行ったかどうか。会計基準は企業は発生しない。実際は現金主義。財務情報の重要性として、税金は自治体にとっての売り上げ利益ではありません。売り上げや利益を表すためには利用率には満足度などの非財務情報が重要となってきます。多様な内容が現金の出入りの観点のみで区分されます。

それでは、減価償却費は、退職給付費用の認識はということになってきます。事業別コストはいくら現金を使ったのかではなく、発生主義によるコスト、人、物、金のすべての行政資源がどれだけ使われたのかが重要といろいろ出てきます。そこで財務書類の分析の視点、住民の関心、指標を見ますと、まず資産形成度につきましては将来世代に残す資産はどのくらいあるのか。指標が資産額、住民1人当たりの資産額、有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、資産の老朽化比率、世代間公平性においては将来世代と現世代との負担の配分が適切なのか。これは純資産比率、社会資本等形成の世代間負担比率、持続可能性、健全性はどうか。これは利率といたしましては財政に持続可能性があるのか否か。どれくらい借金があるのか。負債額は住民1人当たりの負債額、地方債の償還可能年数、基礎的財政収支、プライマリーバランス等とあります。効率性におきましては、行政サービスは効率的に提供されているかということにつきましては住民1人当たりの行政コスト、性質別行政コスト、目的別行政コスト、行政コスト対公共資産比率。弾力性におきましては資産形成を行う余裕はどのくらいあるのか。これにつきましては行政コスト対税金等への比率であります。自立性、歳入はどのくらい税金等で賄われているか。受益者負担の水準はどうなっているのか。受益者負担のこれは割合だと思えます。

いろんなことになろうかと思えますけども、そして資金収支計算書、キャッシュフローから財務を見ると行政コスト計算書による算出された純経常行政コストは純資産変動計算書の算式に使われ、期末の純資産残高が求められます。バランスシートの貸方純資産となりますし、資金収支計算書で求められた期末歳計現金残高はバランスシートの貸方資産のうち資金歳計現金となります。このように大変、重要な資金の流れが把握でき、住民が知りたいこと、知っておきたいほうがよいこと、いわゆる住民ニーズをふまえた視点で財務状況を分析し理解しやすい形で説明ができます。

このようなことは当然、行政の皆さんには分かっていることでありますけども、行政活動によるキャッシュフローの区分は経常的に行われる行政サービスから発生するキャッシュフローを記載すると思えます。具体的には税金、交付金収入、使用料、手数料収入、人件費や物件費、他会計への繰出金などであると思えます。

企業会計の場合、行政活動に相当する営業活動にキャッシュフローは黒字でなければ倒産の危険性が非常に高いといわれます。行政においては財政行動が硬直化しているため、行政活動の支出削減に努めることが必要となると思います。

このように財務書類、財務4表は財務の安全性ほか企業でいえばビジネスに役立つ情報が詰まっております。行政においては企業会計手法を取り入れ、これらの行政運営に活用していくためにも整備し住民の皆さまに財務状況の透明性向上を果たし、できるだけ分かりやすく本町の財政状況を説明した情報公開を進めてほしいと願っております。よろしく願いをいたします。

次に移ります。

質問3でありますけども、多くの自治体における資産を巡る現状は、国と地方の税收構造にさまざまな変化が起こっています。そして大げさに言えば戦後直後から今日まで急速に拡充された固定資産が次々に更新期を迎えています。上下水道、道路、公民館などの施設、その老朽化が進んでいる実態はとて多くなってきております。そして更新投資のコストダウンにあつては各資産の耐用年数を技術的・合理的に算定する工学的な検討とその資産の実際の必要度を効率性の観点から見直す、経済的な再検討が欠かせません。その上で複数の施設を複合化して建て替える耐震補強等の改築工事を行い継続使用する、または廃止・売却する、そのまま建て替える、そのまま継続使用する等の選択肢を検討しなければなりません。

そしてこれらを行うためには、すべての固定資産を洗い出して公会計によって公正価格を算定し、それらを固定資産台帳にとりまとめなければなりません。住民に対する説明責任を果たし、資産の更新の取捨選択を議論していくためには公会計の整備が必要だといえます。一般的には私たちは将来にわたり現在の収入をずっと確保していけるものかどうか。また社会人になりたてであれば、これから収入が増えることは大いに期待はできますが、年齢を重ねるにつれ収入への期待は薄れていくことがこれが一般的です。ともすると、すでに下降線を辿っているのかもしれない。

このような状況であろうと財産を形成していくことで将来、自分を養っていくことができるのです。使用可能資金が多いとゆとりのある生活が送れることが可能になりますし、現在の生活に無理のない範囲で増やす方法も考えなければなりません。

それでは例えば70歳のときの使用可能資金を増やすために50歳代の一番苦しい時期に使途不明金をなくして貯金を増やす。そして60歳以上も働く。支出の中で無駄を省く、生活費を見直す等々、そしてわが家のバランスシートから見えるものは何か。それは家計の健全性にあります。

どんぶり勘定でも定期的な収入が増え続ける時代ならばいいんですけども、今はそうもいかない時代であります。これからは自分の資産は自分でしっかり把握し、管理運用していかなければなりません。1年ごと2年ごと3年ごと5年ごとでもいいわけですが、おおよそのわが家の資産および債務の状態を把握されてはと思うところでもあります。

それにはわが家のお金はどうなっているのか。普通定期預金はどうなっているのか。株、公社債はどのくらいあるのか。住宅、車のローンの残高、返済期間はあとどのくらいか。その他の借金、ローンがあるのかないのか。わが家の住宅の資産価値はどのくらいなのか。本当の自分の資産力はどの程度あるのか。本当に使えるお金はいくらくらいなのかを、これを頭に入れておかなければなりません。そして資金を大切に活用しゆとりある人生を歩む、これが理想の

姿であります。将来を見据えた資金使用計画となると考えます。

そこで、質問をいたします。

これまでの官庁会計に企業会計の考えを取り入れた財務諸表の整備と身延町の資産形成の評価について答弁をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

財務諸表につきましては、議員さんおっしゃるとおり平成18年の8月に総務省が地方行革新指針を示し、その中で都道府県3万人以上の都市は4表の作成に必要な情報の提示・開示を3年を目途に求め、平成18年からですから平成22年程度だと思えますけども、町村や人口3万人未満の市につきましては3年を準備期間とし、情報の開示それから提示につきましてはそれに対して準備をしてくださいということで通知をいただいているところでございます。

したがいまして大きな市では財務4表を公表しておりますけども、本町ではまだ公表しておりません。近隣の町村とも協議をする中で平成23年度決算からの公表を目標にしているところでもございますし、また今そのための資産等の調査も着々としているところでございます。今決算が認定されれば今年度末には公表ができるものと考えております。

現在、公表しております貸借対照表から平成22年度の数値を見てみますと353億4,409万円の資産を取得し、その資産を115億7,791万円の負債とそれから237億6,618万円の純資産により調達をしているという状況でございます。有形固定資産が減っておりますのは資産の減価償却によるものでありますし、繰上償還等により地方債の残高も前年度に比べ減額になっておるところでございます。

またプライマリーバランスに関しましては一応、黒字となっておるわけでございますが行政サービスの経営が税金などの収入で賄われているため財政が健全であると考えられるところでございます。

また地方債の償還可能年数に関しましては、3年から9年のおおむね平均的な数値を示しております。新地方公会計制度は始まったばかりでございますが、また財務4表につきましては平成23年度の決算から公表いたしますので、これら財務諸表につきまして今後の町財政に間違いのないよう、また単年度でどうのこうのということではなく、長い目で見ると分析・検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

固定資産というのは本当に大変なことだと思います。長い目でということは、それはおっしゃるとおりであります。しかし相当の金額となります。ぜひひとつ地道な努力によって公表に向けて努力をしてもらいたいと思います。

ということで、ここでまたちょっと自分の考え方を述べさせていただきますけども、財政情報を利用した分析、資産形成度についてでありますけども、これは先ほど申し上げましたけども歳入額対予算比率を算出することによって、これまでに形成されたストックとしての資産が

歳入の何年後に相当するかを表して本町の資産形成の度合いを図ることができます。この割合が高いほど社会資本の整備が充実していることを表しますが、歳入が減少することにより割合が高まることにもこれは留意が必要ではないかなと、そういうふうに思います。

そして資産老朽化率ですが有形固定資産のうち償却資産の取得価格に対する減価償却、累計額の割合を計算することによって、耐用年数に対して資産の取得からどの程度、経過しているのかを全体として把握することができます。その他の財務書類の整備により起債間公平性、社会資本形成の世代間負担率、社会資本等について将来に償還が必要な負債により形成割合、これは公共資産等形成充当、負債の割合を見ることにより社会資本形成の世代間負担の比率、比重を把握できます。持続可能性、健全性は負担比率は資産のうち、どの程度が借入金に依存しているのかを表す指標で民間企業では企業の財産能力の判断のため重視される指標でございます。

地方債の償還可能年数、本町の地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合、何年で返済できるのかを表す指標であります。この指標が小さければ小さいほど借金の経常的収支に対する負担は軽くなりますし、債務償還能力が高いこととなります。効率性行政コスト対公共資産比率、行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか。資産が効率的に活用されているかを分析することができます。さらにこの指標を行政目的別に算定することにより、各行政分野におけるハード・ソフト面両面にわたるバランスの取れた財源配分を検討することができます。

弾力性、これは行政コスト対税込等比率、税込などの一般財源に対する行政コストの比率を見ることによって、当該年度の税込等のうち、どれだけが資産形成に伴わない純経常行政コストに使用されたのかが分かってくると思います。この比率が100%を上回ると過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。自立性、受益者負担の割合、行政コスト計算書の経常収益は使用料、手数料など行政サービスに関わる受益者負担の金額ですので、これを経常行政コストと比較することにより行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

以上のように財務書類を整備することにより説明責任の履行、財務処理を作成し分かりやすく公表することにより財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすこととなります。財政の効率化、適正化、財務書類から得られる情報から資産の状況や行政コストの状況等を整理し分析することによって有効に活用することができ、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができるのであります。

以上のように大変、情報が満載しておりますのでどうか地道なご努力で整備されたいと思います。よろしくお願いいたします。

では次に移ります。質問4であります。

わが国の経済は20年余りにわたって停滞を続けております。その環境といわれる諸問題は円高や電力不足、法人税率の高さや自由貿易協定への対応の遅れなど、世界的な経済の減速などが加わり一段と厳しさを増しております。

一方50年後のわが国の総人口は今より3割減少し世界でも突出した少子高齢化の構図が鮮明に浮かび、しかも経済活動の中心となる生産年齢人口は現在のほぼ半分になってしまうという人口推計が発表されております。これらの動向は国内における産業の空洞化のさらなる加速が懸念されるとともに人口増加や経済成長を見込んで整備された各種制度の見直しが急務と

なっております。そして世界規模での経済動向が直接波及しております。本町においても中核企業はもとより歴史的な円高等の影響により町内経済が全体的に大変厳しい環境にあると認識をしておるところであります。

本町の財政状況も一定の改善はなされたものの企業の景気低迷、若者の雇用問題と労働力減、そして若者の引きこもり、それに伴う企業の税収減等による歳入の減少。一方、高齢者福祉経費の増大、各種施設の老朽化等々により経常的支出の圧迫要因が重なり財政の硬直化が恒常化し、現行のサービス提供が精一杯の状況であろうかと思うところでもあります。交付税減、円高、労力減、特に正規雇用者減のマイナス面が重く押し掛かり財源確保が一段と厳しさを増している状況でもあります。

反面、峡南地域の活性化を図るため中部横断自動車道の開通に併せ世界的に知られる富士山周囲の地域資源、富士山世界遺産登録また国道300号の整備による地域活性化に期待が高まるところでもあります。

そこで質問をいたします。

行革、自治体を取り巻く環境は予想を上回る速度で目まぐるしく変化をして日々厳しさを増しております。町民の行政に対する評価も一段と厳しさを増しており、今後どのような視点で身延町の将来を考えていくのかにつきまして答弁を求めます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町の行財政改革につきましては総務省が定めた平成17年度から平成21年度までの5年間を行財政改革の集中期間として行財政の効率化・健全化の推進に取り組んできました。その後、平成22年3月に身延町行政改革大綱第2次の見直しを行い平成22年度から平成24年度までの3年間の実施計画となる身延町行政改革実行プランを同年8月に策定し、身延町行政改革大綱に基づき職員が一丸となって行政改革に取り組んでいるところであります。

行政改革大綱の推進項目にある2本を柱の基本的な考え方として職員の行動改革の推進につきましては行政改革の必要性和目的を職員一人ひとりが自覚し明確化を図り役場の仕事に対して改善意識を持った事務事業の執行が必要とされております。

また自治体行政を支えるのは人材であり、職員の人材育成につきましては身延町人材育成基本構想に基づき町民との協働意識の高い職員、地域の活性化を推進する職員、政策形成能力・分析力を持った職員、チームワークで仕事をする職員、リーダーシップを発揮できる職員等の育成を重要視しております。また健全な行財政運営の推進につきましては行政コストを常に把握し経営視点で事務事業を計画・執行しているのか。内部管理経費等の節減、補助金等の整備合理化、自主財源の確保など適正な町民負担で公正・公平な町民サービスができてきているのか。事務事業の見直しと役場組織の改革など、将来を見据えた行財政基盤の強化が必要と考えております。

以上のことからますます厳しさを増す社会経済情勢の中、町が抱えるさまざまな課題に迅速かつ的確に対応し将来にわたり安定した町民サービスを提供するためには地域社会の動向を鋭敏に察知しつつ今まで以上の不断の努力が必要であり、町の将来像を見据えた町民と協働する自立した自治体運営を目指したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

大変、一生懸命やっている様子は常日ごろよく分かっております。したがって、そこから一歩また抜け出してさらに進めてもらいたいと、こんなふうな思いで今、答弁を聞かせていただきました。ありがとうございました。

私が調べたところによりますと地域連携と協働をさらに強化するために平成22年9月から関東財務局長、以下8名の幹部が山梨県内地方自治体28団体にヒアリングを実施したとありました。そして実際に対するヒアリングの結果、総括版が24年5月に財務省関東財務局、甲府事務所より出されておりヒアリングの主な項目については地域経済の状況について、財政状況について地域の問題点と改善策活性化の取り組みについて、財政や金融行政に関する地域のニーズと生の声等になっておりました。

その中で県内自治体が抱える問題点として改善策については景気低迷などで税収が減少するなど多様化する行政需要に対するため、コストカットの工夫など行財政運営の改善を進める一方、地域活性化を図るために産業の振興に取り組んでいる自治体が多いという結果でありました。

2つ目が、県内自治体の地域活性化への取り組み状況については8割近くが地域での産業振興策であり、内訳は名峰、湖沼、温泉、史跡、既存等の観光資源の活性化、ハイキングコースの新設等、観光資源の開発などの観光振興が最も多く、次いで産学連携による新商品開発。独自産業化の推進などの農業振興、ジュエリーミュージアムの開設、地場産業支援、企業誘致などの産業振興策となっております。

いずれにいたしましても町の将来を考えていく上において必要なことは経済性、効率性、効果性をより重視し生活志向、町民志向への転換が必要であると考えます。特にコスト意識の醸成は必要不可欠であると思います。行政は効率、非効率が共存することをその基本的成果にしていることから、これまで行政にはコスト意識が育ちにくい環境でありましたが、しかし選択型行政を展開するには今以上に先ほどのお話のとおり徹底して効率性を追求すべきであり、サービスの提供のシステムの構築について検討する必要があると思います。

また現在、一生懸命取り組んでいる備品の見直し等の経常経費の見直しについても経費効果からすれば僅かではありますが、このように徹底した経常経費の見直しが全体としては税金の効率的執行に資することから、行政の意識改革を今以上に追及していくべきであろうし、地道な自助努力がなければ町民の信頼を得ることは難しいと思います。

そして行革を萎縮するだけの否定的に受け止められる方もおりますけれども、そうではなく今、町民が何を求めているのか、将来の本町にとって何が必要なのか等を十分把握し、見直しの結果、新たな行政サービスにお応えしていくことが非常に大事ではないかなとそんなふうを考えます。

以上、申し上げましたけれどもこれから申し上げますことはこれは私も含め私の家族も含め、これは全員が考えていかなければならないことだと思います。特に本町のようにこれから大変厳しいところでありますけれども、それはどういうことかということコストと時間を意識する。コストイコール時間を意識する。コスト削減というといかに経費を減らすかということばかりに



意識がいくと思いますけども、経費イコール現金の流出であり、それをいかに食い止めることが大きな命題になるわけであります。

しかし、もう1つ大きなコストが忘れられていることが多いです。それが時間というコストであります。大切に時間を使うことは時間効率を追求すること。また売り上げが上がればいい。出ていく経費が減ればいいとは思いますが、費やす時間をいかに減らすかということだけはどうしても意識がいきません。私たちを含めた社員、また企業の社員、あるいはまたは職員におかれましてはコスト意識を持ってもらうことの重要性は誰もが理解していただけることと思いますが、このコストに原価や経費だけではなく、ぜひ時間という概念も意識してほしいところであります。時間がより多くかかるということはさまざまなコストを引き上げる根本原因になっていることがこれは多いからであります。

例えば会議でありますけども、会議が長くなればそこに出席する人にかかる費用、例えば1時間いくらか、これはすぐ出るわけでありますけども、電灯、空調等の電力使用、また電力消費によるCO<sub>2</sub>の発生、これは電力会社における発電に換算することができますけども、等のコストを引き上げるわけであります。

また今、皆さんが一生懸命取り組んでおりますけども、町民に対しても用事が一度ですまない場合は逆に町民に時間というマネーおよび燃料消費というマネーを使わせることとなります。なおかつ余分なCO<sub>2</sub>の排出という環境影響に対し悪い原因をつくり出すにもなります。環境への取り組みに対して言行一致がこれはできないこととなります。1単位の売り上げを上げる時間をできるだけ短縮し個人の時間を最小にして最大の売り上げを得る、それを考えていくことが大切であります。町民に無駄なことをさせない心、なんとかその場で解消できるように最善を尽くす、それを考えるということが一番大事であります。時間管理、この時間を意識すること、その基準になるものはお客さま住民であります。この仕事はお客さまのためになるのか。またお客さまの要望に応えられることにつながるのかという視点で考えていかなければなりません。お客さまに喜んでいただくことが自分たちの付加価値に直結する、そうあってほしいものであります。そうやってこそ信頼関係が生まれ、自分たちの仕事の意義、また喜びを感じられるのであり、それが私たちを含め、また企業の社員、職員の物心両面の幸せを満たすことにつながるのだと思います。お客さま町民視点で無駄な作業はないか。意味のない仕事、価値のない仕事はないか。自分でなくてもよいような仕事はないか、そのように日常を見直していかなければなりません。ぜひこのような視点で人づくりをお願いいたしまして私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

冒頭、私の体調が悪くなりまして一時中断したことを深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

以上をもちまして終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で野島俊博君の一般質問は終結いたします。

議事の途中でございますけども、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時10分でございます。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告の2番、望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

通告に従いまして、一般質問を始めます。

まず小中学校における児童生徒の安全・保持についてという件でございます。

小中学校の児童生徒の安全、あるいはその指導につきまして、いくつかの観点から質問をしたいと思います。

まず第1、登下校における安全指導についてでございます。

地域住民あるいは学校の対応、さらにはスクールガードリーダーなどの皆さんの活動が行われていると思いますが、その現状につきましてお答えをいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えをいたします。

登下校時の児童生徒の身体、生命に及ぶ危害には大きく交通事故および犯罪の2点が想定されます。児童生徒への安全対策は、ここまですればよいといった基準があるわけではございませんが学校、保護者、地域、行政が一体となった施策、体制が必要であることは論を待つまでもありません。地域の方々の協力としては身延地区に安全ボランティア、身延地区子ども見守り隊、さらに大河内地区にはみんなで大河内の子どもを育てる会、原小学校および下山小学校には老人クラブが参画する見守り隊があります。どの地区および学校にも共通する点として教職員の不断の努力、子ども110番の家、民生委員さんをはじめとする地域の方々の温かい見守り、また青色パトカーやスクールガードリーダーの巡回、放課後の学童保育などがあり、管内では今日に至るまで児童生徒の安全を確保され、大きな事故・事件の発生もなく推移してまいりました。

したがって、現在のところ老人クラブをはじめとする地域の諸団体への協力要請は考えておりませんが、地域の方々にはウォーキングや散歩の際の声かけ、あいさつ運動などにより私たちは地域総がかりで子どもたちを守っているといった気概、意気込みで今後も子どもたちを守っていただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ただいまのお答えの中にスクールガードリーダーについての話が出てきましたが、スクールガードリーダーは身延町内何人で巡回をしているのかお伺いをします。そしてどのような地域

をどのように巡回しているか分かりましたら。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えをします。

スクールガードリーダーの人数ですが、今現在2名を委嘱しております。それぞれ半分ずつ担当して夕方などに巡回をしている状況です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

広い身延町内の学校、11校でしたか、その学校の巡回、2人で非常に大変だと思います。十分な巡回も各学校単位で見なければいけないのは現状ではないかと思しますので、これは予算の面もあるわけでしょうけども1人でも増員をしていただければというように私はお願いをしたいと思います。

それから地域住民見守り隊として私として老人クラブの協力をとということを書きましたけども、見守り隊、地域によって非常にしっかり行われているところと、割合あまり住民も出てこないというようなところもあるようです。そういうような観点から、やはり比較的協力ができる、そういう老人クラブ等の方の協力を得るような方法でやっていただければ、より広い範囲での協力ができるのではないかなというようにも思っておりますので、このへんの問題につきましても、教育委員会としましても検討していただきたいと思います。

それでは2番目の通学路の安全保持についてという点でございます。

児童生徒のいわゆる通学路の点検については、教育委員会としてはどのような関わりを持っているかお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

通学路の安全保持というご質問でございますが、児童生徒が登下校に用いる道路については学校ごとに通学路として指定されているところです。各学校はいずれも教職員が定期、不定期に通学路の点検を行っており、特に年度当初には登下校指導や家庭訪問の際などに重点的に点検を行っております。またスクールバスを小中6校に配置していますが、乗降場所だけではなく運行経路全体の点検を実施している学校もあります。

P T Aも活動の一環として通学路の点検を行い安全マップの作成や交通安全運動期間中の街頭指導に積極的に取り組んでいただいているところです。

教育委員会および学校でございますが、これらの点検等をもとに学校の工夫で対処できるもの、道路管理者、関係団体、地域に協力を求めるものなどに区分し対策を講じているところです。

なお、文部科学省では登下校時の児童等の列に自動車が進み死傷者が出るなどの痛ましい事故が相次いでいることに鑑み、この5月に国土交通省、警察庁と連携し通学路における緊急合同点検等実施要領を作成しました。これを受け町教育委員会は道路管理者や必要に応じて

警察とも合同点検を実施し対策の必要な危険箇所についてすでに報告してあるところです。

以上のように学校や地域、保護者ばかりではなく国・県の関係機関とも連携・協同することでお一層、登下校の安全が確保できるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ただいまのご答弁でかなり万全な対策を立てているというように伺いましたが、その質問の要旨のところにもちょっと載せてありますが、地域によってはそれぞれの学校のPTAの支部等が通学路を点検して問題点を学校でまとめ、これを教育委員会に要望書として提出する。カーブミラーが必要だとかいろんな要望を出して、そしてやっている学校もあります。これは身延町内全体的なことでしょうか。それともある地域の学校でそうやっているのか。そのへんちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

通学路の安全保持にかかるPTAの関与でございますけれども、各学校すべて年度当初に教職員と一緒に通学路の安全点検を実施しております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。

次は不審者への対応ということでございます。

この問題は私は特に学校への不審者の侵入ということに限ってここに載せたんですが通学の路上での不審者というのもあるわけですのでそれも含めてお願いしたいと思います。

これまでこうした不審者といったようなものの侵入があったかどうか。これについてまずご質問します。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

不審者への対応ということでございますが結論を申し上げますと管内小中学校に不審者が侵入したという事例はございません。しかしながらかつての大阪の池田小学校の事件など学校管理下の施設内での殺傷事件が連続したことを契機に常日ごろから校舎内の防犯対策には特に意を用い安全管理の徹底を図っているところでございます。

校舎周辺を含めた防犯の点では、青色パトカー、スクールガードリーダーの巡回、子ども110番の家、防犯ブザーの携帯、集団登下校児童らに対する防犯教育の実施、峡南地域全体の学校その他の教育機関における不審者情報の共有、CAP、キャップといいますが子どもへの暴力防止プログラムと呼ばれる、より実際的な講習を管内小学校持ち回りで行うなどがあります。

またご質問の不審者の校内侵入対策ですが、児童生徒の身体・生命の安全を確保するために各学校とも危機管理マニュアルを策定し校舎開口部の施錠の徹底、来校者への声かけ、校内の定期巡回、駐停車中の見慣れない車の特定、警察官を講師とする防犯講座の実施、緊急放送などによる情報伝達訓練、熊よけスプレーやサスマタの配備などあらかじめ防犯措置を施すとともに事件発生を想定した訓練等を講じているところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

いろいろな対策をしていただいております。ありがたく思っております。

ところで通称青色パトカーですけれども、これは町内小中学校あるいは保育所等も含めまして巡回していると思いますけれども、どのような巡回が行われているのか、お伺いしたいと思います。これは担当は総務担当のようですけれども、もし分かりましたらお願いします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

青色パトカーにつきましては毎日3時から5時まで各コースを定めまして巡回を行っているところであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

3時から5時という限られた時間ということですね。僕はもっと巡回の時間的なものはあるかと思ったんですが、その3時から5時という時間だとなかなか大変だと思いますが、できれば青色パトカーを町内の各小中学校、保育所も含めた地域を巡回していただければありがたいと思います。巡回の回数もできるだけ多くやっていただきたい。青色パトカーの趣旨は小中学校とか子どもだけではなくて、いわゆる町民全体の安全ということで巡回してもらっているということは十分承知しておりますけれども、併せて小中学校、保育所等の巡回をお願いしたいと思っております。

続きまして4番目の非常時、地震や火災等の非常時の対応策につきましてですけれども、学校としまして防災訓練あるいは避難誘導の指導等どのように行われているのか。各学校共通的なもので結構ですがお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

地震や火災を想定した全校避難訓練は学校の年間実施計画に位置づけられ児童引き渡し訓練も含め各学校とも3回から5回程度、実施しているところです。

訓練は各学校ごとに特色があり、例えば授業中または休み時間中など災害発生時刻の想定を変えて児童の対応力の向上を図る。住宅密集地にある学校では近隣における火災の状況を把握

した上で避難経路を決定する。周辺の保育園、小学校、中学校合同の引き渡し訓練を行う。また起震車を使用し大地震を疑似体験するなど各学校とも積極的に工夫を凝らした訓練を行っているところ。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

それぞれ誘導指導等徹底して行われて、ただいまのお答えによると学校によって3回から5回というような回数で行われておりますが、その際の大体、時間はどのくらいかけて訓練が行われているか併せてちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

訓練の時間につきましては内容等が異なりますので一概には申し上げられませんが、おおむね1時間以内です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。

次は非常時に備えた校舎内外の安全点検です。学校の校舎内の安全点検ということにつきましてお願いしたいんですが、これまで学校に対しては小中学校校舎内のアスベストの対策とか耐震診断、そしてそれに基づく耐震工事あるいは最近は耐震ガラスの設置とかというようなことでいろいろな努力をされてきていることは承知をしております。しかし東南海地震、大地震の発生を想定してきますと、なお継続的な安全点検が必要だと思っておりますがこのことに関して教育委員会のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今ご指摘をいただいたとおり校舎・体育館などの学校施設につきましては耐震診断を行い、耐震性能に不足がある場合は補強工事を施してあるので構造部分はすでに所定の耐震性能を有しているといえます。またご指摘のとおり校舎を対象に窓ガラスの飛散防止対策を最近行ったこともご承知のとおりです。

災害に備えた校舎内外の安全点検は建物の構造部と天井などの非構造部、備品などについて学校ごとに安全点検項目を設定し、担当あるいは全職員で毎月または隔月に定期点検を行っています。これらをとりまとめ速やかに修繕を施すなど災害時に建物等に起因する被害が少しでも軽減されるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

以上で1番目の質問を終わります。

2番目の質問に入りたいと思います。小中学生のいじめと不登校問題ということでございます。

最近、大津での中2男子生徒のいじめによる自殺という問題をきっかけとしまして、いじめ問題が全国的な話題といたしますか関心事、大きな問題となっておりますでございます。このようにいじめ問題など起こらないように、また起こさぬようお願いしながら次の質問をしたいと思っております。

第1番目の本町内におけるいじめ発生についての件でございますが、昨日の新聞ですよね。11日の発表であります全国的ないじめの問題についての調査が発表されております。山梨県内についての報道はご存じのとおりでございます575件、62件の増というようなことで、このうち小学校124件、中学校で330件、高校121件というようなことになっております。いじめもかなり前から問題とされてきておりますが、中学では過去最多という状況になっているということで、新聞に報道されたばかりでございます。

それでは身延町におけるいじめ問題について、また不登校の児童生徒はどのくらいいたのかということで差し障りない範囲でお答えいただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

千須和教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

それではお答えいたします。

まず管内の小中学校におけるいじめの状況からお答えしたいと思います。

平成23年度中に起きたいじめですけれども小学校は1校に認知件数が2件。中学校1校に認知件数が13件ありました。この場合、認知件数といたしますのはいじめを受けた児童生徒の数でありまして児童生徒が受けたいじめの延べ回数ではありません。

また平成24年度の1学期中の状況ですけれども小学校では認知件数はゼロでございます。中学校では2校で認知件数が5件となっております。

平成23年度から24年度の1学期末までにおけるいじめの認知理由ですけれども小学校は本人の訴え、また本人以外の情報が各1件です。中学校は本人の訴えが3件、そして担任の発見が2件です。そしてアンケート調査等の学校の取り組みによる発見が13件となっております。

いじめの態様ですけれども、ひやかしかからかい、そして悪口や脅し文句、仲間はずれとかあるいは集団による無視、叩かれたり蹴られたりするといったものでありますけれども今年度に入って小中学校からはほとんどのいじめが解消した、あるいは一部のいじめについては一定の解消は図られたけれども今、継続で支援中だとそのような報告を受けております。

次に不登校についてですけれども、平成24年度の4月から7月まで4カ月間の状況といたしましては3小学校に3人、4中学校に6人いました。9人のうち2人が15日以上、7人が30日以上欠席となっております。理由ですけれども病気や体調不良などですが、いじめを理由としたものはございませんでした。そのことを申し添えておきます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。1番につきましてはいろいろな小中学校に分けて細かいいじめと、それから不登校の実態を挙げていただきありがとうございました。本町にも少しではありますが存在するというのを感じたわけであります。

2番目のいじめの問題あるいは不登校の児童生徒が存在した場合どのような対処をなされたかということでございますが2番、3番同じような内容でありますので、もしあれだったら一緒にお答えいただいてもよろしいと思っております。

○議長（福與三郎君）

千須和教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

教育委員会では、管内の各中学校と連携しまして情報の共有に努めているところです。学校においては次のとおり適切に対処しているということを確認しております。

最初にいじめについてですけれども、いじめの有無にかかわらずに児童生徒の表情や仕草、そして言葉や行動等のサインに注意を払いまして定期開催の生徒指導会議で気がかりな点について職員間で情報を共有したり、あるいは組織的に早期の発見、そして早期の解決を図るようにはしております。

当該児童生徒そして学級、児童・生徒会、保護者への働きかけや問題提起を行うとともにスクールカウンセラーへの相談とか、あるいは定期的に学校訪問をしておりますスクールソーシャルワーカー、あるいは児童相談所と連携するということです。そして学校で対処が困難な事例については速やかに教育委員会に報告をするということをしております。

次に不登校についてですけれども不登校の予防的措置として、まず子どもたちの融和を図り、まず居場所となる学級づくりをきちんとすることを目指しております。いじめ問題同様、児童生徒の仕草とか言動に常日ごろから注意を払って職員間の情報の共有に努めております。

教職員と保護者とが緊密に連絡を取り合うということのほかには校内児童生徒指導委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして養護教諭、就学相談員、保健師、あるいは民生委員とも連携をして一日も早く登校できるような最善の方法を探るようにはしております。そして特に不登校に関しては家庭訪問が有効ですので訪問を重ねて子どもや保護者と信頼関係を築くように心がけております。また訪問ができないようなときには放課後に電話をいたしまして子どもとの接触を絶やすことのないように学校では子どもたちを見放していないよというような姿勢を見せて一日でも早く登校できるような、そんな体制をとっております。

そしていじめの問題に再度戻るわけなんですけれども、いじめに関しては子どもたちが絶対にいじめを許さない、認めない。いじめがあったならばそのいじめを先生に言うとか、あるいは親に言うことを指導してありまして、特に子どもたちのそういう動きが一番大切なことであるということから常にそのような指導しておるわけなんですけれども、そのことについては特に子どもたちからこのような意見がございました。8月8日、町長と語る小中学生の集いがございまして、その中で参加した児童生徒みずから提案がございました。その提案とはいじめをなくす誓いというもので全会一致で採択されまして、それについてまた各学校へ戻ってこのいじめの提案について、ぜひ話をしておくようにということもその中で議決されました。このよ



うにいろいろな面からいじめについての対策は行っておるわけでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ただいま委員長からるいじめに対する対応・対策を述べていただきました。本当にありがとうございました。町長との話し合いの中でいじめをなくす誓いというようなことをやり、それをまた各学校へ徹底していったというようなことも大変意義のあることだったと思います。いずれにしましてもこのいじめが今、社会問題になり、また命に関係するような事態になるわけですので、ぜひともこうしたことが起こらないように学校はもちろん教育委員会それから地域、あらゆる人たちがこうしたことに関心を持ってやっていただければ根絶は不可能ではないというようにも思っております。今後ともよろしく指導をお願いしたいと思います。

それでは3番目の質問に入りたいと思います。

中部横断自動車道の建設についてでございます。去る6月28日の山梨日日新聞の報道によりまして山梨県は下田原地区に新インターの設置を計画し、またこれを国に対する設置を申請するというようなことが報道されております。また8月27日には中部横断自動車道建設促進連絡協議会が開かれまして、建設中あるいは今後の建設計画などの説明がなされております。今回の私の一般質問では私自身のみならず町民の皆さんの疑問にも答えてもらいたいということで、一般にその内容等知られていない面がありますので、そういう願いを込めて質問をした次第であります。

まず第1問といたしまして身延町内における道路建設状況はどのような状況になっているかお分りの範囲でできるだけ具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

町内の主な工事でございますけども、まず市川三郷町との町境に城山トンネルというのがございます。これを掘削するための工事用道路の設置、それから下田原地区で田原川に架かる田原川橋の下部工事です。次に一色川ですけども一色地区で一色川に架かる橋梁の下部工、これはすでに終了してしましまして今現在は上部工の工事が行われております。それから同じ場所ですけども醍醐山トンネルの掘削工事、この醍醐山トンネルは新直轄の中では一番長いというトンネルでございます。延長にしまして2,409メートルでございます。おおむね1,300メートルくらいの掘削が今、進んでいるというふうに聞いております。

それから八木沢地区では仮称身延インターの進入路および周辺の関連工事、それから松葉沢川の橋ですけれどもこれが下部工事。それから大島地区においては渡々沢川橋の下部工事等の工事が行われております。

それから工事に向けて工事用道路というのが必要になります。塩之沢地区の椿川、それから角打地区で桑柄川沿い、それから宮沢川沿い。それから大島地区の長戸川沿いで今現在、工事用道路が進められております。それから八木沢地区の不動沢川沿いで工事用道路、それから帯金地区で泥之沢川の工事用道路、それから大島地区で宮原川の工事用道路というものが今現在、

測量等をしながら計画中でございます。

今後このへんの工事で道路の工事が終了するということになりますと本格的に各地区で工事が進められると思っております。

参考までに新直轄の区間、平成23年度末までの事業費ベースは工事の進捗状況が全体の16%が進められているということで聞いております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

町内の工事が順調に今、進められているということで大変、完成までに向けて頑張っていたという様子を知ることができました。

そこで2番目の完成の見通しということでもありますけども、先ほどの説明会あるいは連絡協議会等で平成17年というようにされておりますが、完成までの工事などの流れがどのような流れでいくのか分かりやすく、分かる範囲で説明をしていただければありがたいです。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

ネクスコ中日本の会社によりますと増穂インターから仮称六郷インターまでの約10キロ、これは平成28年度、それから本年4月14日に一部供用開始をされました新東名高速道路と連結をします新清水ジャンクションから県境を経て仮称富沢インターまでの区間約21キロになると思うんですけど、平成29年度に供用開始をするということが公表されております。国土交通省が行います新直轄区間、仮称六郷インターから富沢インターまでの区間約28キロあるわけですが、それに遅れないようにということで平成29年度を開通目標に現在、事業が進められております。

過去のデータですけれど新直轄の事業費がおおむね2,004億円というふうにいわれております。平成17年度から昨年度23年度末には約322億円が投入をされました。本年度、平成24年度の当初予算額は135億円ということで現在事業が進められております。開通目標を平成29年度にしております。事業費だけ今現在の数字で考えますと約1,547億円の予算が必要ということになります。

今後、予定どおり開通をしていただくには予算の確保等、事業の推進をより強く働きかけをしながら進めていきたいとこんなふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。先ほど私、完成見通しが平成17年なんて言うておりましたが西暦で2017年で、ちょっと勘違いをして言うてしまいました。2017年ということだったと思うんですが、失礼しました。

それでは次に議会でも取り上げられたわけですが、3番目、江尻窪地内の東部に残土の処理

場を造るということで進められていると思いますが、その処理場の整備およびそのための取り付け道路の建設状況、またそれに今後の見通し、そしていつごろから残土処理場へ運ばれるのか。そのへんを含めてお答えを願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

江尻窪への建設発生土の搬入路の整備でございますけども、山梨県が国土交通省から委託を受けまして中山地区から江尻窪地区までの搬入を4つの区間に分けまして工事が今現在、進められております。

すでに起点が、農道の部分は待避所工事が終了しております。曙川に架かる橋梁ですけれども、もともとの橋梁は大型車に対応できません。そんなことから永久橋に50メートルぐらい下流に架け替えをしていただくということで現在、工事が取り付け道路を含めて進捗中でございます。

それからその先になりますけども宮窪トンネル、これが狭くて大型車両が通れないということで開削をしていただきます。今現在は江尻窪、福原、古長谷のほうはトンネルの開削工事をするために通行止めになりますので待避所工事が終わっております。若干のフォローの工事を残して終わっているということで宮窪トンネルの開削のための準備がされているということでございます。

これから工事が本格的に進められまして橋梁であったり宮窪トンネルの開削であったり、それらの工事は今年度末に工事が終了するというところで県から説明を受けております。その搬入路ができ上がったところで処理場の本格的な整備や搬入が始まるということで考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

本年度末に取り付け道路を完成し、そしてそのあと処理場の工事に入ると。こういうことでよろしいですか。そしていよいよ残土を搬入する期間というのは大体どのくらいということでしょうか。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

本体の工事の進捗にもよるんですが今現在、用地を取得させていただきまして、前にも説明をさせていただきましたけれど土地を10年間賃借をするというようなことの説明をさせていただきました。

先ほど平成29年度の開通ということで搬入がいつごろまでかということで明確にははっきり分かりませんが、下山の処理場を利用しながら最終的には江尻窪に持っていくということで相当の期間はまだ必要になるのかなというふうに理解はしております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

次に移りたいと思います。

下田原インターチェンジの設置につきましては先ほどはじめのところでちょっとしましたけども設置の方針で国と折衝中でございますが、これまでの簡単な経過と今後の見通しが分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

本町では2カ所の地域活性化インターを積極的に要望しておりました。ご承知だと思いますけども本年4月20日、和田地区の竹炭のところに出てきますけども地域活性化インター仮称身延山インターが国交大臣から連結の許可がおりまして建設が決定しております。それから下田原インターと言っていますけど、仮称は私ども中富インターと言っています。この設置につきましては接続個所が高速道路の本線の城山トンネルと一色トンネルの間に挟まれておりまして、高低差があります下の県道割子・切石線からの接続、このへんのことを検討されました。国との協議もふまえて技術的に問題がないということから、ご承知のとおり6月の県議会で横内知事から峡南地域の将来のためには設置の方向に向けて積極的に取り組むというふうな考え方が示されております。

去る7月30日ですけれど、下田原の地区の皆さんに県の中部横断道推進事務所から先ほどのインターの件について計画説明をさせていただきました。その折に測量等の作業に入りたいということをお願いをしまして、ご理解をいただいたところでございます。今現在、作業が進んでいると思います。

今後はこのインターの設置の実現に向けて積極的に推進をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。

次、下田原インター、仮称中富インター、これが確定した暁には地域の活性化というようなことでいろいろ検討していくことと思っておりますが、例えば先ほどの割子・切石線ですか、これらの拡幅、あるいは整備推進等々、地域の活性化のための対応といいますか、施策がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

中部横断自動車道は国道52号の防災上の代替道路としての位置づけがなされ、新直轄方式で建設される身延町内の中部横断自動車道は無料区間となり、地域の住民の皆さんの利便性は非常に高いものになると予想されます。また本町は甲府市や静岡市に通勤可能なエリアとなり

就職のための職業の選択肢も多くなることから、町をベッドタウン化させる宅地分譲事業がとても重要な地域活性化の施策になるものと思われ、身延ショッピングセンターコマを取得し宅地分譲事業を行うものです。

なお、通勤時間のさらなる短縮のためにはより住居に近い場所にインターチェンジが必要となります。町民の皆さまには近い将来、北から仮称六郷インターチェンジ、仮称中富インターチェンジ、仮称身延インターチェンジ、仮称身延山インターチェンジ、仮称南部インターチェンジの5つのインターチェンジを上手に活用していただきたいと思います。

さて、仮称中富インターチェンジを活用した地域活性化対策ですが、他のインターチェンジも含め、町をベッドタウン化させる対策として現在、進めています宅地分譲事業が完了した際、その状況を見て次の対策として地域に点在する町所有の遊休宅地等を活用した、ごく小規模な宅地分譲事業を考えています。また町内には多くの観光施設があり、日帰りの観光はもとより2泊3日、また1週間以上も滞在し、楽しめる施設や体験内容も多くあります。中部横断自動車道が開通しましたら、とにかくインターチェンジから降りていただき、これらの施設を利用させていただくとともにより長く滞在していただくよう今後、観光業者等へ売り込むための施策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。せっかくのインターが設置されるということであれば、それに応じた対応をぜひとも、これから続けていっていただきたいと、このように思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で望月明君の一般質問は終結いたします。

次は通告の3番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問を行います。

通告の中の2番目の質問なんですが、これはちょっとなんか情報公開に差し支えるんじゃないかということがありますのでこれは差し控えたいと思います。

平成16年9月13日、今から満8年前に合併が行われました。今日から奇しくも9年目が始まるという、そういう記念すべき日なんですけども、この合併に伴いまして普通交付税の合併算定替えというのが合併の翌年度から10年間行われまして、これは結局3町が合併しないという仮定のもとで計算された普通交付税の計算で支給されるというか、交付されるというものでその10年度が終わりますと、平成27年に算定期間が終了して、28年4月1日からは5年間、激減緩和措置期間ということで合併算定替えのあれがだんだん徐々に減らされていきまして、平成32年から一本算定に戻って計算上では9億円から10億円、普通交付税が減少するのではないかとこのように考えられておりますけども、こういう理解で正しいかどうか、まずはじめに財政課長にお聞きします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、ご質問にお答えをいたします。

ただいま、議員さんがおっしゃいましたとおりでございますけども、普通交付税、本町でいただいている平成23年度、46億円ございましたが、それが平成27年度から5年間かけて減っていくということになります。平成27年度からの普通交付税は27年度に約ですが1億円減ります。それから28年度から31年度まで平均2億円ずつ減り、32年度に1億円減って本町身延町の一本算定となります。総額約10億円。今の現時点の計算でございますけども10億円減ることになります。

三位一体の改革当時、平成18年、19年度には毎年普通交付税が減っておりましたが、その後、経済対策、あるいは政権も交代になりました。そういう関係で普通交付税は増えてきておりました。このような関係で平成27年度以降は1、2年は繰越金等もありますし、通常の財政運営が続くと思われま。しかしながら3年、4年後は基金を取り崩していかなければならないでしょうし、その後5年、6年後にはさらに厳しい財政状況になることが考えられます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

今、課長がおっしゃるよう非常に厳しい財政状況になるということを考えて、今回この問題を取り上げさせていただいたんですけども、平成32年度までに約10億円の交付税が減っていくと。結局32年度からは今の46億円でしたか、それが大体36億円くらいになってしまうという計算上ですけどもそういう計算であると思います。こういうことを知らない町民の方が大勢ではないかというふうに考えまして、今回この問題を取り上げて町民の皆さんにもよくこのことを理解していただいて町民も行政もお互いに痛みを分かち合うということを考えていかなければならないんじゃないかということで取り上げさせていただきました。

そういうことで行政の皆さんはおそらくこういう問題、非常に前から取り上げていらっしゃると思いますので、いろんなことをお考えになっているというふうに思いますが、財政計画というのが平成27年度から徐々に段階的に減っていく、今、課長のお話ですとそのへんはなんとかその埋め合わせができて2年ぐらいは大丈夫ではないかというふうなお話でしたけれどもその財政計画を立てていらっしゃるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

財政計画といいますが、県のほうにも財政の見通しということで毎年、今年から始まりまして数値がだんだん減っていくというものは立ててあります。ただし平成27年度とか32年度とかという計画は現時点では立ててございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

こんなことを聞くのはなぜかと言いますと、本町より1年前に合併した南アルプス市では地方交付税の合併算定替えが終わる平成29年度以降について歳出より歳入が少ない時期というふうに考えて確保した財源を投入し市民サービスを維持していく。行革により歳出より歳入が大きい姿に改善していくという方向性を示した中で、こういう市財政計画概要版というものをつくっております。こういうものでこれは平成24年度から33年度までの10年間の財政計画を立ててつくっております。それから山梨市なんかでも同じように中期の財政計画をつくっております。これは私インターネットで印刷したわけですから、こういうものが要するに公表されているわけです。そういうふうにはホームページで公表しているようなところもあるわけで、できるだけこういう本当に難しい作業であるとは思いますが、しかしやらなければならないことではないかというふうに思いますのでぜひこの点について今後、中期なり長期なりの財政計画をつくっていただきたいというふうに考えますけどもいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

公表はしてございませんが、県への資料等も財政見通しというのもつくって、それぞれ財政課としては持っております。ただし大変、本町として難しいのは交付税に依存をしている市町村、あるいは歳入の半分以上が普通交付税、特別交付税の交付税になります。平成19年に見通しをつくった部分でございますけども、三位一体の改革で交付税がどんどん減っております。それらで5%ずつ毎年、交付税を減らした計画をつくりましたならば、すぐ翌年度から交付税は増えていったというようなことになります。ですから大まかな見通しというものは立てますけれども、それによってそのとおりになっていないではないか、なるではないかというような話になりますと、ちょっと別になりますので、そのへんはご理解願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

交付税の問題はただ単に本町だけの問題ではないというか国がどういうふうに計算し交付するかということがありますので、こういうふうに政治が非常に国政が不安定な時期ですのでそういうことも考えるとあまりそういう計画をつくるというのは難しいのかもしれませんが、ただ、ここに今いらっしゃる皆さんの中で平成32年度になってここに何人が残るかということを見ると、やはり今からそういう問題を考えていかなければいけないのではないかということがあろうと思います。そういう意味で、今、申し上げたわけですが、本町の23年度の決算審査意見書の監査委員からの審査の意見・指摘事項として歳入面においては依存財源である地方交付税が49.7%、国庫支出金が5.8%、県支出金が6.0%と歳入の大部分を占めており自主財源である町税は14.1%となっている。経常収支比率は75.3%で昨年度の76.1%より若干は改善されているものの依然として高く財政硬直化が懸念されるところであるというふうに述べられております。

自主財源が少なくして交付税などの依存財源に頼らざるを得ないという本町におきましては合併優遇措置が終了して財源がなくなってから考えるのでは遅すぎますので、可及的速やかにこういう事業の見直し等も含めて財政計画を不十分なもので構いませんので、かなり厳しくな

るよという意味のものをできれば町民にも公表していただきたい。もちろん議員にも公表していただきたいんですけども、そういうことをお願いしたいと思いますけどもこれについて町長のご意見はいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題については非常に難しい問題でございます。議員さんもおっしゃるとおりでございますので、もう一度検討しますし、県の関係等々も当然、検討させていただいているんですが、そこらへんの指導もお聞きする中で検討させていただく、こういうことにさせていただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

非常に自主財源の割合が極めて低いということが本町だけではなくて、多くの市町村でそういう問題を抱えているわけですけども、特に今後どこの合併市町村でもこういう問題が全面に出てくるということは間違いないわけで、先ほどもちょっと同僚議員の質問の中にもありましたように平成29年度には待望の中部横断自動車道が供用開始になるという予定になっております。仮称の身延インターチェンジ、身延山インターチェンジ、中富インターチェンジという3カ所のインターチェンジ、中の2カ所はスマートインターなんですけどもインターチェンジができることになっております。8月27日には中部横断自動車道建設促進協議会と峡南女性みちの会というものの合同総会が行われてわれわれも出席させていただいたわけですけども、席上中部横断自動車道の開通は本町の商工業、観光業の発展について大変有望であるという旨の発言がなされました。ストロー化減少ということが心配される中ではありますけども、物流の効率化によりまして産業の活性化が期待される場所であると思えます。

自主財源に乏しい本町にとっては、この産業の発展によっていくらかでも町税の伸びが期待できるのかどうか非常に大きな関心事であるわけですけども、この点についてどのような見通しを持っておられるのか建設促進協議会の会長でもいらっしゃいます町長にお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

地域活性化や観光、産業活動等に広域的に寄与する地域活性化インターにつきましては、和田地内に要望しております仮称身延山インターは国から連結許可が出され、下田原地内に要望しております仮称中富インターは県において設置の方向で検討されている状況であります。国土交通省の計画では中部横断自動車道の完成により1日当たり1万2,700台から1万4,300台の交通量を見込んでいます。仮称身延山インターにつきましては約3,600台の利用が見込まれております。

本町の町税収納状況につきましては平成19年度が15億9,800万円。平成20年度が15億8,600万円。平成21年度が15億7,400万円。平成22年度が14億8,



300万円。平成23年度が14億7,300万円と町税収納額の減少が続いております。

本町には身延山久遠寺、下部温泉郷、本栖湖、なかとみ和紙の里、富士川でのラフティングと舟下りなど多くの観光資源が点在しております。中部横断自動車道が完成し地域活性化インターが設置されることにより本町を訪れる観光客は大幅に増えるものと考えます。それに併せて町内の観光資源が連携して長期滞在可能な環境を整えることができれば法人町民税、入湯税等の町税が増収となるのではないかと期待しているところであります。

また中部横断自動車道の完成により地域の安全性が高まり、通勤等の移動時間が短縮されることで身延町内へ居住する方が増加し製造業等の企業の物流体系が形成され、さらなる町税の増収も期待できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、そういうふうになってほしいなというふうに期待しております。

平成17年に合併した大分県の竹田市という町がありますけども、そこで策定した平成17年度から32年度までの16年間の財政推計というのを見ますと合併算定替え終了後は普通建設事業を減らさなければならないということから、これに伴う国庫補助金あるいは県補助金が減っていくのではないかと予測がなされておりますけども本町においてもこのようなことが起こり得ると予測しておいたほうがよろしいのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまの補助金が減っていくというお話でございましたが、それについてお答えをいたします。

国は国庫補助金や県補助金につきましては補助金制度自体をなくす、あるいは縮小方向で考えているようでございます。一括交付金に変えていくというようなことをいっております。民主党の2009年の衆議院選のマニフェストでも社会保障や義務教育関係は除き国のひも付き補助金は廃止し地方の自主財源に転換しますとっております。地方向けの補助金は中央官僚による地方支配の根源であり、さまざまな利権の温床となっているため、これらの補助金を廃止し基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めるということのようでございます。

事実、平成20年度ごろから経済対策ではありますけども経済危機対策臨時交付金や、きめ細かな臨時交付金、住民に光を注ぐ交付金等たくさんの交付金事業がございました。国では税源移譲を進める手法として地方に補助金ではなく一括交付金と地方交付税との二本立てで財源を配分する手法を考えているようでございます。

たしかに交付金は一定の問題をクリアすればなんにでも使うことができ大変便利でありますけども、その反面、町がこの事業をしたいということで財源を探したときに一括交付金はその中に算入されているので、その範囲内で実施してくださいというようなことで他の事業を縮小しなければ町全体で釣り合いがとれなくなってしまう心配もございます。

いずれにしろ補助金あるいは交付金にいたしましても国は消費税の増税を社会保障関係にしか補填しないといっておりますので国債の発行は避けられない状況です。国の借金を増やさな

いためには補助金にしる交付金にしる国からいただけるもの、総額は減っていくものと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

大変、丁寧な説明でよく分かりました。建設事業に関わるということではなくて、むしろ補助金そのものがなくなる可能性があるということでも理解いたしましたけれども、先ほども申し上げましたけども本当に国政が非常に不安定な中で交付金制度そのものもなんか非常に不安定な要素を帯びているというふうに感じられます。

それでは、ちょっと質問を変えます。

町長の1期目では非常に厳しい財政というか世界経済が非常に落ち込む中で日本経済も当然のこのように落ち込んで、こんな中で本当にやっていけるのかというふうな中で頑張っておられたわけですけども今後も小さい政府を目指して町政を行っていかれるというご決意なのかどうかということと中部横断自動車道が開通すれば、先ほども税務課長の答弁をいただきましたけども新たな産業の活性化も考えられるのではないかとこのように思います。全国各地で行われております地域経済の活性化のための方策としまして付加価値の高い農産物とか、隙間産業的な植物栽培などの実施が取り上げられておりますけども、本町に見合うようなそういう農業に関わるというかそういうふうな事業が考えられるかどうか、町長の2期目に向けてそういうふうなことをもしお考えであればひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

まず今、農業の問題とかいろいろ言われましたけれども農業の問題で私どもの中で食べていけるとするならば当然、先輩の皆さんも含めてそれは検討してきただろうと、こういうように思います。何せ山ばかりでございまして耕作面積がございませんから素晴らしい曙大豆があっても、曙大豆を作ってそれを商業ベースにのせると1カ月経たないうちになくなってしまいます。そうしますと全国の皆さんが申し込んでも全然ない、どうするんだというような状況にありなるとかなとこういうようにも思っています、非常にいいものはあるんですけども苦慮しているところでもございます。したがって私はまず中部横断自動車道の開通をしたときには少なくとも、その中部横断自動車道を私どもの町民がいかに利用するか、ここにかかっているのかなと思っております。

したがってストロー現象なんていうことがありますけども、今、都留とか向こうを考えますと昔は全然通えなかったところの八王子へ通えるようになって、田舎に親子三代住みながら生活をしているというような事実がたくさんございます。そういうことを考えたときに私どももこの中部横断自動車道をいかに私どもが利用するか。ここに住む私どもに課せられた大きな責任であるということも思っています。

したがって私はここを生活の拠点として、そして静岡までは1時間かかりません。1時間半かかりますと浜松までいきます。そういうことで向こうへ行けということではないんですけども、甲府も30分ちょっと韮崎にも30分ちょっとで行ける。要するにここに住みながら親子

三代が生活できる、こういう生活の拠点にしたい。これをできれば鎮守の森構想なんてちょっと考えているんですが、鎮守の森に鳥たちが巣をつくってそして朝になったらまた出て行く。夜になるとまたそこへ帰ってきて楽しい夕げを過ごして、また朝、出て行くと。こういう生活の拠点を身延町に置く。このことをまずやらなければいけない。工場を持ってくるにも企業を持ってくるにも土地がございません。したがって、あるいは持ってきても人がいません。そういうようなことで今現在、特に早速できるということはここへ帰ってきていただいて、ここで生活をしながらここから通う。そういうことによって、少しでも税収の問題、あるいは人口の減少も食い止められたらいいのかなと、こういうように実は考えているところでもございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

鎮守の森構想、先ほど政策室長の話の中ではベッドタウン化ということが出されましたけども要するにここが多くの人の憩いのオアシスというか、ここで休んでどこか出かけていって仕事をするというかそういうふうな場所になればいいのかなということだと思います。

先ほどちょっと隙間産業的な植物栽培ということを申し上げましたけども、これは群馬県の六合村、今は合併になって何市かちょっと分かりませんが、そこで花の栽培をしている老人の集団がありまして、その花はいわゆる花屋さんがメインにする花ではなく、その花と花の間を埋めるような、まさに隙間産業的なという、そういう植物の花の栽培をして、非常にそれがうけていると。群馬ですから東京の大田市場へ出しているようですけども、そういうことも今後、流通がよくなれば大田市場は東京ですから静岡方面の市場に出すとかそういうふうなものも考えられるのではないかなということで先ほどちょっと申し上げました。

次に歳出面における問題点ということで、問題点といいますか私が考えている点についてお聞きします。

義務的経費のうちの扶助費ですね、特に福祉保健課が管轄する生活扶助とか介護扶助、医療扶助などの扶助費については今後ますます増加する傾向が続くと思います。これについて続くというふうに考えているのは私だけかも分かりませんので福祉保健課の課長にその点についてお聞きしますが、それと同時に何か増加を防ぐような対策をお考えならば併せてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

ご質問の扶助費は社会保障の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法など国の法律に基づいて支出するものと地方自治体が住民福祉の増進を図るため独自の施策として支出するものがあり、被扶助者に対し支給される福祉施策の根幹をなす経費であります。町が支出する扶助費は国、県の制度を補完する町独自の施策によるものが一部含まれますが多くは国の法律に基づくもので3款民生費中社会福祉費、児童福祉費、災害援助費および4款衛生費中の保健衛生費の扶助費総額は年々増加しております。平成23年度決算額は7億5,470万円ほどになります。平成19年度は5億6,060万円。平成20年度は5億8,310万円。平成21年度6億3,500万円。平成22年度7億4,710万円であり5年間で1億9,410万円。率にして35%ほど増加しました。この内訳は社会福祉費の増

加、特に社会福祉費中障害福祉費の重度心身障害者医療費助成、これと障害者福祉サービス事業費の増加です。それから児童福祉費の子育て支援医療助成費とこども手当の増加が要因であります。高齢化が進展していることが直接の扶助費を増大させているとは一概に言えませんが扶助費を含めた社会保障費の増大ということでは、高齢化の進展に伴い医療費や介護保険給付費等が増加し結果としてこのことが予算を増大させています。

扶助費および扶助費と同等の性格を持つ事業については住民の経済的負担を軽減し安定した生活を支えるものであり、その重要性は今後も変わらず維持していかなければならないものであります。安易な事業廃止や事業費削減は住民サービスの低下につながるものであります。社会情勢、町の財政等を考慮すると町独自の施策については見直しや改善が必要であると考えます。

扶助費が経済的支援を目的としていることをふまえ真に支援を必要とするもの、支給対象者の所得等を考慮した支給の是非、支給金額の検討などを行い改善していく必要があります。また医療費、介護給付費の助成等については成人病健診の受診促進、介護予防事業等の予防事業を推進することにより高齢化率は高いが健康で自立した高齢者が多いこと。このことが結果的に扶助費、社会保障費の増加を抑制できると考えます。

また扶助費の大半を占める国の制度に基づいたものについては社会保障制度全般にわたり国、県、町の財源負担割合を見直し、町の負担が少なくなるよう制度改革を国、県へ要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

大変よく分かりました。ありがとうございます。これはもう本当に増加を防ぐような対策というのもいつも私、聞いているんですけど、これが本当にできれば万々歳なんですけど、なかなか難しい施策だと思っております。

次に行政改革実行プラン第2次改訂版というのが、今回の全員協議会のときに配られまして一応、見させていただいたわけですが、その中に臨時職員の数が平成21年度から12名減の51名というふうになっています。これは本当に私が計算したもので正しいかどうかちょっと不安もあるんですけども、今年度予算で計算すると臨時職員の賃金合計は約1億5千万円、単純な比較なんですけど一般職員1名分の平均年収が約733万円であるのに対して臨時職員は約300万円というふうになっております。これが良い悪いということではなくて、この臨時職員の雇用については、身延町臨時任用職員および非常勤職員の任用等に関する規則というのでいろいろと定められているわけですが、臨時職員の採用の際にどういうふうな基準によって採用されているのか。能力の判断ですとか年齢的なものも考えたり経験等も考えたりされるわけでしょうが、いろんな配置によってそれぞれのそういう基準があることだと思いますけども、そういうものの中で現在の臨時職員の人数と、それからその資質について適切であるというふうにお考えなのかどうか総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

平成24年4月1日時点の臨時職員の人数は月曜日から金曜日まで週5日常勤の臨時職員が58人で地区公民館等の非常勤職員や学童保育指導員等のパートタイムの臨時職員が83人で合計で141人おります。臨時職員につきましても職種によっては研修会や講習会を受講し必要な知識を取得しておりますので資質等につきましては保持されているものと思っております。以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

ということはちょっと私、行政改革実行プラン第2次改定版というので見た数とはちょっと人数が違っているんですが、計算すると141名ですか、その方が臨時とそれから非常勤、パートで合計すると141名、臨時で月、金の5日間というのは58名ということでございますので、ちょっと私の計算が違っているかも分かりませんね。この点はちょっともう一度細かい計算をさせていただきたいと思います。

人件費ではなくて臨時職員の場合には人件費の中に含まれないわけですが、この合併算定替えが終わって一本算定になって非常に財政が厳しくなると当然、役場職員の人事、人件費の削減についても考えなければいけないという取り組みなければいけない問題だと思います。

今年度当初予算における一般職の給与というのが12億9千万円で予算総額79億2千万円の約16.3%ということになっています。一方、本年度の町税は13億7千万円の予算で歳入総額の17.3%ということになっておりますけども、なんとかその町税で人件費を賄っているのかなというふうな状況だと思います。これが良い悪いということではなく、こういことを考えるとやはり今後その交付税の算定替えが終わったあとで非常に厳しい財政になるということを見ると当然すべての歳出を削減しなければならないということで人件費もその対象になると思います。そこで職員給与の見直しとか退職制度の見直し、職員定数の見直しなどについてなんらかの見直し策が考えられておられるかどうか。その点について総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

人件費についてはいろいろな考えがありますが人件費全体の削減を考えるなら職員数の削減が一番の要素であります。職員の定員管理につきましては定員適正化計画に基づき定員管理を行っております。平成17年に定員適正化5カ年計画を策定いたしました。合併当時269人、計画策定時の平成17年4月1日に259人、計画目標時の平成22年4月1日には合併当時から39人少ない220人とする計画を立てましたが実際には計画より8人少ない212人になりました。そして平成23年に平成27年4月1日を終期とし合併当時から71人減の198人とする新たな定員適正化5カ年計画を策定いたしました。平成24年4月1日の目標は213人とする計画でありましたが定年退職者に加え希望勇退者もあり実際には計画より6人少ない207人になりました。

職員数については現在の定員適正化計画をもとに類似団体との単純な比較だけではなく本町の地形的なことも考慮し住民サービスの低下にならないよう部署部署の業務内容をよく把握した上で指定管理者制度等の活用により民間委託が可能な部署を整理する中で全体的な人件費の削減につなげたいと考えております。

次に人件費の中で工夫次第で削減につながる大きいものは時間外勤務手当だと思います。現在、週2日実施しているノー残業デーの徹底や時差出勤制度の有効活用を一層推進しまして人件費のさらなる削減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

私、最近、職員の話ばかりして非常に嫌われていると思いますけども、これは本当に避けて通れない問題なのでいつもお聞きしているわけですけども今の課長の説明でよく分かりました。定員適正化計画、今後も見直し見直しでいかれることになるのかも分かりませんが本当この合併算定替えが終了して一本算定が始まる平成32年度以降はもうわれわれの中で、ここにいらっしやる中で何人が残っているかみたいなそういう話になってしまうので、私がここでいくらいろんなことを言ってもあまり役に立たないかも分かりませんがこういう意見もあるよということを参考に今後の計画、長期計画を立てていただければ大変将来の町民のためにも役に立つのではないかなというふうに考えていろいろと質問させていただいております。

以上で大体私の質問、内容的にはほとんど終わりなんですけどもいろんな今後の先ほど言いました未来の話についてもし財政課長のほうで何か、やはりこういうふうにしななければならないのではないかというふうな、もしお考えがございましたらお聞きしたいと思います。未来といっても大体未来というのはいつも明るい未来とか夢のある未来とかというふうな話になるんですけども、この未来の話は非常にちょっと暗い話で恐縮でございますけども、非常に財政課長のほうで一番このことをお考えではないかなというふうに思いますので最後にその点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

今の議員さんのお話のとおり平成32年近くを迎えると大変厳しい状況になると思っております。ただしそれに向けて日々、今までもそれに向けて準備をしましてまいりましたり町長が言うとおり基金へ積み込み、それから地方債の残を残さないということで努力をしているところであります。基金につきましても平成20年から23年度末まで4億5千万円程度、財政調整交付金を増やしましてまいりました。これは財政調整交付金だけでございますけども、それから地方債の残高を平成20年から23年度、大体でございますけど20億円ぐらい残を減らしております。町長もとにかく公債費は減らせということでございますので、われわれも繰上償還等を一生懸命やるつもりでございます。32年にいって職員をクビにするとかそういうことはできませんのでそのために今年も職員が14名退職して5名しか採用しなかったということでございますのでそれなりに準備をしているところでございますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

基金を積み立てることと地方債の残高を減らすという、日ごろもそういう話を聞いて大変いいことだなというふうに考えておりますけども今後もぜひそういう方向で進んでいただきたいし、多くの町民の皆さんにこの算定替えが終わったらこうなるんだよというふうな痛みを互いに分け合うということでないといけないと思います。そのことを考えて今後の町政運営にあたっていただきたいというふうに考えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

議事の途中でありますけども、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は1時からです。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

次は通告4番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

私は今回2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、国民健康保険の改善について。

多くの町民から国保税が高くて払いきれないという相談が寄せられています。命に関わる切実な問題ですので今回もいくつか改善について質問をいたします。

まず滞納世帯の対応についてですが加入世帯、滞納世帯、短期証・資格証世帯の数を教えてください。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

平成24年の6月1日現在につきまして、ご報告させていただきます。

加入世帯は2,566世帯あります。そのうち滞納世帯は113世帯、資格者証交付世帯は105世帯、短期証の世帯8世帯、以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

この中で滞納世帯の中で短期証が8世帯、資格証が105世帯ということは滞納世帯は113世帯ですから、短期証以外が資格証ということになりますけども、窓口負担、全額負担の資格証明書、機械的に発行をするということが、やっぱり滞納世帯の特別の事情を考慮して

いないんじゃないかなというふうに、機械的に発行しているということは特別の事情というものを考慮しないんじゃないかというふうに、この数字から読み取れるんですけども、やっぱり町ではきっと資格証を出して相談に来てくださいという意味で資格証を出したと思うんですけど、私、何回も前から言っているんですけども、やっぱり払えない方はなかなか来づらいという事情があると思うんですね。今やっぱりそういう人たちに機械的に資格証を発行する町の姿勢ということが私は問題ではないかというふうに思っているんですけども、資格証を発行するには滞納が発生してから勧告をしたり、いろいろ行政の手続きが必要だと思われまうんですけども、この行政の手続きについてされた上での資格証の発行だったのかどうなのかということで確認したいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

被保険者資格証明書と正式には呼んでおります。発行にあたっては納付相談、納付指導等に応じようとしないうちにおよび滞納額が著しく増加しているという方で納付計画および分割納付等の約束をしたにもかかわらず、なんの理由もなく履行していただけないという方に対して交付させてもらっております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

滞納が113世帯で短期証が8世帯、そのほか全部が資格証になっているんですね。ということは機械的に発行しているというふうに理解されても仕方がないんじゃないかと思うんですね。もしいろんな実態調査とか、そういうことをして本当に大変だなというふうに思ったんだったら資格証ではなくて短期証にもっと増えていると思うんですけども、それがこれだけの数ということは、やっぱり町の姿勢として来てくれないから相談に応じてくれないからということで、機械的に発行しているというふうに理解できてしまうんですけど、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

原則的に来庁していただくということで何しろ顔を見ながら相談をしていくということをやっております。また税のほうに納税勧奨員さんがいまして、日中、各家々をまわってお話をする中でしてもらっているんですが、なかなか日中おられない方もいると聞いております。そして12月と5月に職員が一斉催告という形で歩いていまして滞納している方と夜間ですけども、勧奨員さんは昼間ということで職員は夜間という形で歩いていまして、接触を図りながらしているというような状況でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

そういうような努力を重ねている中でもこれだけの人数がいるということなんですけども



やっぱり年に1回の時期に行くということではなくて、もっと生活実態を把握して本当にその家庭がどうなのか。払えるのに払わないのか、そここのところの見極めをきちっとして、もし大変だったらいろんな相談にのるとかそういうこともしていけないと、機械的に短期保険証以外は資格証明書を発行するというような行政の姿勢というのは私は問題ではないかなと思うんですね。これは子どもだけではなくて本人が病気だったりすると、やっぱり特別な事情になって保険証を発行しなければいけないということになっていますよね。そういうような事情がいろんな町民の方たち、いろんな事情を抱えていると思うんですね、こういう世の中で。本当は来てくれて相談にのって解決していけばいいんですけど、なかなか行きづらいということで町民がこれだけ大量に滞納世帯の中の資格証がこれだけあるということは、やっぱり町がもうちょっと出て行くようなことをしていけないと、この問題は解決をしないんじゃないかと思うんですね。

資格証といったら全額窓口で負担をしなければいけないということですから、お金がなくて保険料を払えない人が全額を払えるわけがないですから私が前に言ったように命の危険に晒されるようなことになってしまうと思うので、ぜひ実態の把握ということが一番重要ではないかなと思うんですね。そういう中で困った人にはどういう手を差し伸べればいいのかということも町で相談をするなりしていく、住民の立場に立った行政をしていけないと困っている住民は救えないんじゃないかというふうに思うんです。この件に対して前、町長はこの方針でいくというふうにおっしゃったんですけども、重ねてこういうような、そしてこの前、山梨県の社会保険協会というところで調査をした結果が送られてきたんですけども、夫婦と子ども4人家族の保険料ということで身延町がモデルケース、世帯の総所得100万円、200万円、300万円ということで県下一位というふうな数字になっていて私も驚いたんですけども、それから加入世帯に比例する資格証の世帯が4.09でこれも県下一位だったというような調査結果が出ています。こういうようなことでやっぱり、ほかには調査した25町村のうち12町村では滞納があっても資格証は発行しない、ゼロというところが12町村ある中で身延町が一番ということだったんですけども、こういうような機械的に資格証を発行するというようなことを今後も続けていくのかどうなのかということで町長にお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

資格者証の発行につきましては先ほども説明いたしました、なるべく税のほうを納めてもらうような形で早いうちから、税とも相談しながらお電話等をして資格者証を減らすような形で努力をしていきたいと考えています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

もちろん資格証を減らしてもらわなければ困るんですけども、どういう方針で町はやるのかという、その町の姿勢がこれは出ているんじゃないかなというふうに思って私は質問させてもらったんですね。さっきから言っているようにあくまでも税と相談という、来てくれれば相談にのりますよではなくて、こっちからもっと積極的に行ってどうなのかということ、実態がどうなのか。どういう生活状況なのかということ、これを把握する中でどういう手立てを取れるのか

ということが出てくると思うんですね。やっぱり来なさいと言ったってなかなか来づらいという部分があると思うのでその中には病気の人もいるでしょうし、我慢している人もいると思うんですね。そういう意味で町の姿勢がやっぱり積極的にこっちから出て行って相談にのる姿勢があるのかどうなのかということが大切だと思うんですけど、そのことに関してはどうなんですか。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

なんらかの方向で減らしていくことに努力していくことと、やはり接触をできるだけどのような形になるか、ちょっとまだ出ていませんけども、なるべく接触を多く図れるような形で努力していきたいと今のところは思っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

やっぱり資格証明書というのは何回も言うようなんですけど全額払わなければいけないということとでなかなか具合が悪くなっても行けない、そういう苦しみを持っている町民の方たちがいる、役場に相談に行きたくても来られないということがあるのでぜひお願いをしたいと思います。

資格証が発行されたあと、私のところに資格証を発行されてしまったんだけど、今日、病院に行きたいんだけどもということで一緒に役場に行ってくれという相談があって来たという経験もあるんですけども、やっぱりなかなか払っていない人というのは来られないという現実があるんだなというふうに身をもって感じたんですね。そういう意味では中には払えるのに払わないという人たちがいると思うんですけど、その人たちはそれは厳しくしていただかなければいけないとは思いますが、やっぱり払いたくても払えない、これだけ負担が重いとすると払いたくても払えない人たちが私はかなりいるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひこの問題は早急に役場のほうの姿勢として行政として取り組んでいただきたいと思うんですね。

私が相談にのった例は本人が命に関わる、ずっと滞納をしていて保険証がなくて急に命に関わることで入院をしてしまったということで、ご家族がどうしても入院してしまったので保険証が必要だということで一緒に行ってくれということで役場に来て相談をしたんですね。本人や家族が病気であれば特別な事情ということになるので保険証が発行されるというふうに私は思ったんですけども町民課ではそういう事情を考慮して保険証をとということだったんですけど、やっぱり税務課のほうで担当としたら今までそういう約束も守れなかったし、このままでは保険証をそういう事情があったにしても保険証を渡すことができないということと言われてしまって、どうしても何がしかのお金をここで払ってもらわないと保険証を渡せないというようなことがあって私もちょっと驚いてしまったんですけども、病気であったり、やっぱりそういう特別な事情ということはその場合には考慮、ここではされないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えいたします。

本町におきましては、国保税の納税困難な申し入れ等がある場合におきましては納税相談や財産調査等によりまして担税力を調査し正規納税が困難な場合につきましては納税の猶予措置等をとって緩和をしているところでございます。やはりその猶予措置をとるときにはご本人からも毎月の納税がどのくらいできるかといった誓約をしていただいて、猶予措置を講じております。そういったことがございますので、やはりその誓約に基づいて納税をしていただきたいというふうに考えております。

ただ、それでも納税が困難な場合につきましては法律の規定等によりまして執行停止との措置も講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

言われていることは分かるんですね。ただやっぱり命に関わることとかそういう問題に関してはやっぱり先に保険証を渡して治療をします。そしてそのあといろんな相談にのるというようなことが一番、命が私は一番大切ではないかというふうに思っているんですけど、病気であれば保険証を発行しなければいけないという規定もありますので、そのことに関してはやっぱりその約束が履行されないから渡せないという対応というのは、私は現実に入院している人とか、そういう苦しんでいる家族のことを考えると冷たい仕打ちだなというのをとても感じたんですね。そういうような、もちろん担当としたら自分の仕事を一生懸命やっているということは理解するんです。ただもその前にやっぱり役場職員の仕事ってなんだろうと考えたときに住民の命とか健康をまず第一に守ることではないかなというふうに思うんですね。命に関わることなのに約束を違えたからそれはお金を今、払わないと保険証は渡せないよということはあまりにも冷たいんではないかなというふうに感じたんですけども、町長この件に関してはいかがでしょうか。そういう事実があったんですけども。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

その事実も聞いてはおりませんが、議員活動の中でそういうことのないように皆さんも協力をしていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

もう1回。言っている意味がちょっと分からないですけど。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私もだけがこういうものをなくすため一生懸命やっていますが、議員さんも入院したからではなくて、その前にそういうことがないように、だから資格証をもらう前に議員さんも

議員活動の中でそういうことのないようにやっていただきたいなど。私どもも頑張っていますので、ぜひそういうようお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

頑張っているのは分かります。ただども町民の命が関わるときにやっぱり保険証があるかないかということはその家族にとつたって本人にとつたって、すごく病院の医師だって気が気ではないと思うんですね。そういう意味でやっぱりそういう命に関わることに關しては保険証を交付して、そのあとでご家族と相談するなりするべきだというふうに思うんですけど。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

相談に来られた方につきましてはなるべく短期証に切り替えをするというような形でさせていただいているはずでございますので、入院する前にでも本当は来ていただければ一番いいんですが、保険証は命に関わるものということで発行はしていると思っています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

そうではないから私は質問しているんですけど、もちろんそれまでに相談はのっていただいて相談はしているんです。ただ急きょ命に関わることで入院しなければいけないという問題が出たときに、そういう対応でいいんですかということをお聞きしているんですけども。そのものずばりでお答えいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

短期証は発行をしているとこういうように担当も言っておりますのでそのとおりだと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

発行していたら頼みには来ないですよ。保険証がないから未発行だからなんとかしてもらいたいという思いで月曜日の朝とんできたんです。そういうご家族の気持ちをやっぱり町としてはどうしたら救えるかということをお考えたときに、やっぱり約束を違えたとかそういう問題でお金を今ここで払ってもらわなければ保険証を出せないような対応ではなくて、もうちょっと困っている人をどう救うのか。どうしたら、その病院に入院している人が回復するのかということをお考えたときには、違う対応があったんじゃないかなというふうに思ってそのことを言っているんですけど、どうも理解していただけないようなので最後に何か、今後、もしいろんな事情が人それぞれありますよね。そういうものを理解しながら最終的に保険証は発行できないというふうにおっしゃった態度というか、そういうやり方は今後も続けるおつもりなんですか。そこをお聞かせいただきたいと思います。町長お願いします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

今までどおりそういう人には発行をしておりますので、しておりますと担当が言っておりますので、発行しているんですから問題はないと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

では担当の方、発行しているとおっしゃったけど本当ですか、それは。そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

ご相談に来られた場合は必ず発行しております。その中で税も相談にのる中で来られた方に対しては短期証のほうへの切り替えという形でしていっていると理解しております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

今回の場合はそうではなくて発行されていないから、保険証がないからほしいということで来たんですけれども、いいですか。来たけれども命に関わることにもかかわらず、今ここでお金を払わないと保険証を渡さないというそういう態度が、そういう町の姿勢が私は冷たいのではないかというふうに言っているんです。いろんな事情がその方たちにはあって誓約はしたけども納入できなかったということで短期証ももらっていなかった。その中で突然、命に関わるようなことで急きょ入院してしまった。だから保険証を持っていないですよ。短期証も。そういう本当に困ってなんとかしてもらいたいということで月曜日の朝、飛び込んで来て、これから病院に行くんだけどというご家族に対してそういう仕打ちをしたということで私はそういう冷たい仕打ちはないのではないかなと。まして病気の方には保険証を渡さなければいけないという、特別な事情があるという方には保険証を渡さなければいけない、機械的に資格証を出してしまっていますが本来そうではないというふうに思っているんですね。そういうのがここでは通じないということなんでしょうかね。もう1回しつこいですけど確認したいと思います。

○議長（福與三郎君）

町民課長、まとめの答弁をしてください。

○町民課長（佐野文昭君）

相談に来られなかったということで今回は相談に来ていただいたということで事情を聞いていかないと、はいそうですかという形では出せませんので税務課と一緒にしながらこれこれこういう事情でしたと、そして来られなかったときはこういう事情でしたということで資格者証から短期証のほうへ切り替えたと理解しております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

もう言っている意味が全然、私の言っていることが理解していただけないので何回やっても同じなのでこの問題はこれで終わりにしたいと思います。

ただ、そういう住民が苦しんでいるときに町は何をしなければいけないのか、町の仕事ってなんなのかということをお私には考えさせられた事件でした。それは町長、住んでよし訪ねてもよしとおっしゃっていますけども住んでいる人たちが少しでもこの町に住んでいてよかったと思えるような町でないと、訪ねてもよしに私はならないんじゃないかなというふうに思っています。

2点目ですね。差し押さえの実態についてということでお聞きをいたします。

件数、物件の状況ですね、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えいたします。

平成23年度の町税を含む差し押さえ件数につきましては180件でございます。差し押さえの内容でございますけれども、預貯金が98件、生命保険が6件、不動産が2件などがございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

このことに関しては差し押さえをする前にいろんな手続きがあって、されたと思うんですね。これだけ今、23年度ということでお話しをしていただいたんですけど、資料によると20年度から数字が出ています。私は国保だけちょっと数字がほしかったんですけど、国保だけではなくて、ほかのものも一緒になって国保だけはできないということでこの中に国保も一緒になっているということで質問をさせていただきたいと思います。

この滞納に至るまでにいろんな処分がありますよね。やっぱり給与とか保険だとかこういうものを差し押さえられてしまう。生活に支障のないような形でやっているとは思いますが、もしなければ困りますから、しているとは思いますが、ここまでに至る前の徴収緩和制度ですね。いろんな制度、納期限の延長とか災害、廃業等による納付困難な場合の保険料等の徴収猶予とかいろんな制度がありますが、こういうものをみんな当てはめた中で最後にこの180件ということで残ったと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

税の公平・公正の確保のためには、法律に基づく課税と徴収が必須であると思います。このことが町民の皆さまの税に対する信頼を得ることになると考えております。差し押さえにつきましては、地方税法第728条におきまして地方団体の徴税吏員がその督促状を発した日から起算して10日を経過したときまでに徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえ

なければならぬと規定されております。本町におきましては、自主納付を勧奨するためにもむやみに換価は控えているところです。差し押さえするにあたりましては、法律の定めはございませんけれども、催告することが実務となっておりますので、納税通知書、督促状に自主納付、納期限、納税相談、徴収強化のお知らせ等を同封しております。また人的な接触も必要なために5月の職員の一斉催告、それから夜間の催告、また納税勧奨員によって督促状を発送した納税者宅を訪問し未納のお知らせと自主納付、納税相談、徴収強化のお知らせ等、催告を行っているところでございます。しかしこれらによってもなんの反応もない場合につきましては正規納税者との納税の公平を確保するために差し押さえを執行するということになっております。

実務的には差し押さえによってすぐに換価するのではなく滞納者に差し押さえ通知を発送し一定期間のうちに自主的に完納するか納税相談するよう通知しております。これによっても無反応の場合は換価し滞納税に充当しております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

これも前の国保と同じなんですけども、やっぱり生活実態がどうなのかというところをきちっと把握しているかどうかということが大切ではないかというふうに思うんですね。そういう意味では回っていらっしゃるとかという話は聞いたんですけども実際問題、本当にその人たちの生活の実態、そういうものは把握されていると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えいたします。

差し押さえを行うにあたりましては、先ほども申しましたけども督促、催告、財産調査、それから差し押さえという一連の手順を踏んで行うことになっております。滞納者の生活実態につきましては総所得額、それから預金額、資産状況等、財産の調査を行う段階で把握をしております。これにより差し押さえが可能かどうかの判断をしていくということになっております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

給与とかそれから預貯金とかあるんですけども預貯金があるから資産がある。預貯金があれば、やっぱりローンもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味では本当にこの一つひとつさっきおっしゃった預貯金が98件、保険が6件、保険にしても子どもが小さいときからこつこつ貯めている学資保険とか、それからいざ病気になったらということで生命保険とかいろいろ苦しいながらも掛けていると思うので、こういう一つひとつを生活実態をきちっと把握した中でこういうふうに差し押さえをしているということで理解してよろしいんでしょうか。その中身については、きちっと対応しているということで理解してよろしいんでしょうかね。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

そのとおりでございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

先ほど換価はそんなにすぐに換価するわけではないというふうにおっしゃったんですけどもこの表を見てもと換価額ということで20年度から比べて180に対して換価額が多くなっているんですね。そういう意味では換価をするのが多くなっていると私はここで理解したんですけども、差し押さえによる自主納付というのが少なくなっているということで、これ以上やってもなかなか、もう出すものがないというようなことで、そういうような理解を私はしているんですけども、それについてはどういうふうな判断をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えいたします。

差し押さえ件数につきましては、23年度には減ってきております。ただ議員さんがおっしゃるように換価額は若干増えてきているということでございますけども、これにつきましてはやはりこの滞納をしている方につきましては無申告の方が多いためでございます。その無申告の方につきましては確定申告等をしていただきますと国税の還付金等が出てくる場合がかなりございます。そういったことで、確定申告をしていただくことによりまして発生する国税の還付金、それを滞納している税金のほうに充当するというふうなことを最近進めておりますので、その部分が金額的には増えてきているということでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

分かりました。決算議会でもありましたけども徴収率、皆さんのご努力で上がっているということは評価しているんですけども、ただやっぱり本当に払いたくても払えない人たちに対してどうなのかというところ、そこをやっぱり丁寧な相談をしながら来られないようだったらこっちから出向いていくようなことをして、どうしたら救えるのかということを考えてながら徴収するような努力はぜひしていただきたいと思います。これについてはどうでしょうか。どういうような方向でやっていただけるということで。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えいたします。

本来、税金につきましては納税義務者が責任を持って管理し納税をしていただくものでござ



います。滞納者の中には自身の税金をしっかりと管理していこうという自覚がない方が多いように感じます。まず自身の税金をしっかりと管理し納期限内納付をするという自覚を持っていただくためにもみずから役場へ来ていただくことにしております。納税勧奨員また職員による一斉催告の際にも来庁することを勧奨しているところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

では2点目、災害時の緊急対応のためにということで、1番目は町指定避難所の緊急用品備蓄についてということでお聞かせいただきたいと思います。

町内、今37カ所の避難所があるんですけれども、この避難所ごとの状況、備蓄の状況ですね、これについてお聞かせいただきたいと思います。それとあと見直しがどういうふうになったのかということちょっとお聞かせいただきたいと思います。防災計画の見直しですね。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町地域防災計画では避難所を37カ所指定してありますが本町では保管上また管理上の問題により避難所ごとに緊急用品の備蓄はしてありません。身延町食料等備蓄状況につきましては地域防災計画の942ページに記されておりますようにアルファ米が4万4,500食とクラッカーの5,500食が下部地区に3カ所、中富地区に3カ所、身延地区に4カ所の合計10カ所の防災備蓄倉庫に備蓄してあります。

防災資機材につきましては町内23カ所に設置してあります防災備蓄倉庫に携帯型の非常用簡易トイレ等11品目の資機材が保管してあります。また地域防災計画の給水計画に基づき防災備蓄用飲料水を1日1人必要数3リットルの半分を確保するため平成23年度を初年度とする非常用飲料水5年保存用のものですが配備5カ年計画を立てまして平成23年度に4,500リットルを購入し各小中学校等に配備をしたところであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

避難所ごとに私は備蓄があるのかと思ったんですけれども町内10カ所、この広い町内で10カ所でいざというときにその倉庫まで行けないというようなことも想定できるのではないかなというふうに思うんですね。そういう面で避難所ごとというのは無理なんでしょうか。できたらそういうふうになれば安心できるのではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

先ほども答弁いたしましたように備蓄食料の保管上・管理上の問題がございますので現在はそのようにしておりますけれども災害が起きた場合ですね、災害の状況を確認する中で考えられ

るあらゆる手段をもちましてその被災地のほうに届けたいと思います。

渡辺議員さんがおっしゃるように避難所ごとに配備してほしいというご質問ですけども、仮にある旧町村のある1地区で大きく被災した場合にその食料が不足した場合に、避難所ごとの食料を回収してそのところへ届けるよりも今のようなあるまとまった地域の備蓄倉庫に保管しておいたほうがある面では効率的な、また迅速に届けるものと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

いろいろ考え方はあると思うんですけども、住民はやっぱり近くにあったほうが安心できるのではないかなというふうに思いますけども、管理上の問題とかいろいろ難しい問題がありますので、これは仕方がないのかなというふうに思います。最寄りの倉庫から、やっぱりなんかあったときにはきちっと運べるような体制はつくっていただきたいと思います。

2点目、学校・保育所などの緊急用品備蓄についてということなんですけども下部地区では夏休み前にいつも地区懇談会というのがありまして、地域での子どもたち地域で育てるということで地区懇談会というのをやっています。その中で下部小中学校のPTAの方たちの要望書というのがありまして下部中学校の体育館が町の指定避難所になってそこに緊急の備蓄がされていてその地区の人たちはそれがあるから安心なんだけど、子どもたち、児童生徒が親が引き取りに来るまでの間、学校にいなければいけない場合に飲料水、食料の備蓄はどうかということで、これは教育委員会で備蓄を考えてもらったということで感謝をしますということだったんですね。

それに加えて寝泊り用の毛布と停電時に備えた発電機の備蓄をさらにお願ひしますというような要望があったんですけども、その各小中学校の飲料水、それから食料の備蓄がどうなっているのか。それから寝泊り用の毛布とか発電機等の備蓄がどうなっているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

災害用の備蓄用品についてのご質問でございますが現在、各小中学校につきましては昨年の大震災を受けまして乾パンを1,280食購入し児童生徒それから教職員の数で案分した数をそれぞれ配分してあります。1,280食でございますからおおむね1人当たり1食分ということでございます。

あと飲用水につきましては先ほど総務課長がお答えしたとおり各小中学校が避難所にほとんど指定されていますので、昨年度に1校当たり300リットルの飲用水をすでに配置しているところです。

それから発電機とか毛布等でございますが先ほど議員さんがおっしゃったとおり学校につきましては児童生徒を一刻も早く保護者に引き渡すというのが原則でございますからとりあえず1食分を確保しておくということであって、その後も各学校の体育館等に避難をするということであれば、これは災害対策本部から各部各班が食料、毛布、今おっしゃったような必要な

物品等を搬入いたしますのでそれで対処するというところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

もちろん一刻も早く親は引き取りに行きたいという気持ちはありますよね。ただこういう地域的な問題でやっぱり陸の孤島にならざるを得ないところも出てくるのではないかなというふうに思うんですね。そうした場合、私も昨日、下部中学校に行ったら乾パンが64食で、1食分ですよ。教職員も。お水はたくさんあったんですけど乾パンが1食分で大丈夫なのかなというような一刻も早く、それは引き取りたいのはやまやまだけども何があるか分からないではないですかね。そういう意味ではもうちょっと備蓄をしないと安心できないのではないかなというふうに思いました。

それと毛布があるということなんですけど、その地区の人たちも来るわけだからそれで足りる分がちゃんと備蓄されていると理解しているんでしょうかね。そここのところをお聞かせいただきたい。2点。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

今、申し上げたんですが、学校に子どもがいたときに大震災等があったということでございまして、そのときには1食分の乾パン等で当面对処する。その後、避難所を開設するのであれば学校教育課の私たちもちろんですが、教職員につきましても避難所の設営について従事しなければならぬという決まりがございます。その過程において教職員が児童生徒を保護していく。もし物資等が必要であれば先ほど申し上げたとおり災害対策本部に話をしまして物資のある倉庫から運んで対応するというところで常時、例えば児童生徒、今760人ぐらいいますけれどもその分を常時、学校が何食分とか毛布何枚分とかそろえておく必要はないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

分かりました。大体学校は地区の避難所と一緒にいるので、その分は少しは融通がきくのかなというふうに思っているんですけど、あと各保育所ですね、これについて水と食料はかなりそろっているなと思ったんですけどもこれについてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

各保育所の状況についてお答えします。

災害時緊急用品は町内すべての保育所、保育園に備蓄されています。各保育所ごとによって異なりますが緊急用品の主なものとしてはミネラルウォーター、乾パン、ビスケット、粉ミルク

ク、アルファ米などの飲料水や食料、毛布、タオル等の日用品、救急薬品等が保護者が迎えに来るまでの1日から3日程度の備蓄があります。また園によっては発電機などの備えもあり、今後は停電時に対応ができる用品も備蓄していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

保育園もそうだけでも一刻も早く親御さんが引き取りたいという気持ちはあるけどなかなか行けなかった場合ということで、ただ保育園の場合に子どもたち、やっぱり暗いところは怖いと思うんですね。そういう意味では食料はどこもたくさんビスケットなんかもありましたけども発電機、暗くないような怖くないような手立てをやっぱりとる必要があるんじゃないかなというふうに思いますので今、課長がおっしゃったように発電機なんかも随時、用意していくようなことで親も安心して預けていけるような形をとっていただきたいと思います。

では以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

次は通告の5番、草間天君です。

草間天君、登壇してください。

草間天君。

○8番議員（草間天君）

まず冒頭に質問通告の一部の取り下げをさせていただきたいと思っております。

取り下げ項目は身延ショッピングセンターコマの跡地利用に関する質問です。これについてはすでに議会において議決されており、本議会において一般会計補正予算などで審議されていきますので質問にはふさわしくないという判断をいたしました。議長の取り計らいをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

ただいま草間君より質問の一部を取り下げの申し出がございました。

これを許可します。

草間天君。

○8番議員（草間天君）

中部横断自動車道インターチェンジについて質問させていただきます。

中部横断自動車道は2016年に増穂・六郷インターチェンジの開通を皮切りに2017年には全線開通の予定となっています。全線開通により首都圏ではもとより東海、中京方面からの観光客の増加が見込まれます。そこで仮称身延、仮称身延山インターチェンジの名称を決めるのにどのような経過になるのかお伺いします。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

仮称身延山インターの連結許可が下りたところだと思いますがインターの名称の考え方それが

ら決定の仕方等については説明をさせていただきましたが、せっかくの質問でありますので承知だと思っておりますけれどもお答えをさせていただきます。

まずインターチェンジの名称、おおむね供用開始2年ぐらい前から準備に取り掛かります。事業主体であります国土交通省、甲府河川国道事務所にて素案が策定をされるということでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

身延町に打診があるのかお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

国土交通省で素案が策定をされますと身延町へ素案について意見照会がございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

仮称身延インターの名称に下部温泉を入れてもらいたいと思いますが町は先ほど言われた意見照会に対してどのような考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

具体的にはまだはっきりと考え方は示しておりません。町では今後どのようにしていくのが町民の皆さんの意見を聞きながら検討をしてみたいと思います。

それからちょっと付け加えさせていただきたいんですが身延町に意見照会がありましたらそれを意見として報告をします。次に山梨県の道路適正化委員会というのでその内容について審議が行われます。それによりまして名称の原案が策定をされまして、最終的には関東地方整備局のほうに上申がされまして、それで名称が決定をされるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

中部横断自動車道全線開通と同時に国道300号線が改良されます。下部温泉から本栖へも行きやすくなります。名称に本栖も入れてもらいたい要望をしたいと思います。

次に下田原地区インター設置についてお伺いします。

この下田原地区、仮称中富インターにつきましては進行状況については同僚議員が質問していますので省略したいと思います。

そこで下田原地区、仮称中富インターの設置の費用はどのくらいかかるのかをお伺いします。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

この中富インターの設置は県が事業主体となって設置をするインターでございます。まだ全体の工事費は明らかではございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

次の質問も答えをいただきましたので次に移りたいと思います。

町道の整備についてお伺いします。

和田の平地区は富士川の左岸にあり今後予想される大震災では集落では大きな被害が予想されます。最近、上の集落に避難所が設けられたと聞きました。下の道路でいくと距離があり過ぎます。平の集落が平等寺のところから上の集落に避難するため、道路を整備する必要があると思いますが町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

今、草間議員の質問と同じ意見を地元の方からもいただいております。まず区の中でそのことについて十分話し合っしてほしいと地域の方をお願いをしております。その内容によりまして必要性、それから財政的なことも含めながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○8番議員（草間天君）

できるだけ早くできるように要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福與三郎君）

以上で草間天君の一般質問は終結いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

平成 2 4 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 4 日

平成24年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成24年9月14日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案の質疑
- 追加日程第4 追加提出議案の討論
- 追加日程第5 追加提出議案の採決

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	芦 澤 健 拓
5番	松 浦 隆	6番	深 沢 脩 二
8番	草 間 天	9番	川 口 福 三
10番	渡 辺 文 子	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	望 月 広 喜
14番	望 月 秀 哉	15番	福 與 三 郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子  
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、松浦隆君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（松浦隆君）

それでは、総務産業建設常任委員会審査結果を報告いたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、河井淳君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

以上で委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

( な し )

討論もないので討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○10番議員(渡辺文子君)

認定第1号 平成23年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、身延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対討論いたします。

国民健康保険財政の健全化および安定運営を図るためという理由で値上げをしました。決算書では不納欠損額が571万9,198円で42人。収入未済額が6,779万8,986円でした。当初予算の反対討論でも述べましたが所得なしの世帯から100万円の世帯が半分以上の国保加入世帯の本町の現状ではこれ以上の住民の負担を増やすべきではないと思います。加入世帯2,602世帯のうち滞納が124世帯。そのうち短期保険証19、窓口で全額負担をしなければならない資格証が105世帯です。一般質問でも指摘をしました。滞納世帯への特別の事情を考慮せず機械的に資格証明書を発行するなど町の姿勢が問われます。身延町後期高齢者医療特別会計と歳入歳出決算について反対討論いたします。

今まで扶養になっていた方も自分の保険料を払うことになった、この制度では年金から天引きすることができないほど少ない年金からも保険料を払わなくてはなりません。決算書では年金から天引きすることができない普通徴収保険料の収入未済額が48人で89万7,540円あります。もともと無理な制度です。高齢者を年齢によって区切り独立した保険に囲い込むと同時に、長生きは罪とばかりに保険料や診療報酬などあらゆる面で差別する、この後期高齢者医療制度は廃止するしかありません。身延町介護保険特別会計歳入歳出決算について反対討論いたします。

介護の社会化を目指し介護保険制度が始まり11年が経ちました。介護予防でサービス利用の回数や日数が減らされ生活に支障を来している軽度者もたくさんいます。また利用料など重い費用負担のためにサービスの利用ができない事態もあります。特に低所得の高齢者が介護保険サービスから排除される傾向が強まり介護に関する心中、殺人事件は減少するどころか増加をしています。特養ホームの待機者は多く介護度が重い方が自宅で入所を待っているのが現実です。本町のような過疎地では一人暮らし、老老介護の方の場合は深刻です。介護を社会で支えるための制度にするために国に改善を求めることは当然ですが町独自の保険料、利用料の負担軽減で誰でも必要なサービスが受けられるようにするべきです。さらなる介護予防、健康づくりの充実が必要だと思えます。

○議長(福與三郎君)

他に討論はございませんか。

河井淳君。

○3番議員（河井淳君）

賛成討論を行います。

認定第1号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計決算についてであります。

この制度はもともと国が始めている国による制度でありまして、それを町がやっているという制度でございまして、町でも被保険者の保険料軽減に向けて努力をしておりますし委員会の中でも質疑を尽くしております。よって賛成をいたします。

それから平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計決算についてでありますけれども、これも国の制度でございまして。町でも努力を尽くしております。賛成をいたします。

平成23年度身延町介護保険特別会計決算についてであります。これも決算書を見ていただくと分かると思いますけれどもサービスを受ける方が増加しております。これを見ましても非常にありがたい制度だと思います。議会の中でもまた委員会の中でも審議を尽くしております。賛成をいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございませんか。

（ な し ）

他に討論もないので討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号について委員長報告のとおり原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって認定第1号 平成23年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第70号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第70号 身延町防災会議条例及び身延町災害対策本部条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第71号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第71号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第72号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第72号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第73号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第73号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第76号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第76号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第77号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第77号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第78号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第78号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第79号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員でございます。

よって議案第79号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第80号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第80号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第81号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第 8 1 号 平成 2 4 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 8 2 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第 8 2 号 平成 2 4 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 8 3 号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第 8 3 号 平成 2 4 年度身延町土地開発事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) については原案のとおり可決決定いたしました。

請願第 2 号について原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願については原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議第 1 号について原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって発議第 1 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 5 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長より所管事務調査について議会議事規則第 7 4 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

以上 5 委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第86号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第4号)について

議案第87号 町道下粟倉線法面改良工事請負契約の一部変更について

議案第88号 財産の取得について

同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上議案3件、同意1件を上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案に対する説明を求めます。

議案第86号から同意第7号について、町長。

○町長(望月仁司君)

ご指名を頂戴いたしましたので提出案件の提出理由についてご説明を申し上げます。

今回の追加提出案件は平成24年度補正予算案件が1件、契約案件が1件、財産の取得にかかる案件が1件、臨時案件が1件の計4件となっております。

それでは順を追って説明をさせていただきます。

議案第86号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第4号)

平成24年度身延町の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,617万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月14日 提出

身延町長 望月仁司

以下につきましては提出日と提出者名は同じでございますので省略をさせていただきます。

次に議案第87号 町道下粟倉線法面改良工事請負契約の一部変更についてであります。

下記の工事の契約金額を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 変更後の契約金額 金7,708万3,650円

提案理由

平成23年10月27日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき身延町議会の議決を経た町道下粟倉線法面改良工事請負契約について工事内容の一部変更に伴い契約金額の変更にかかる議会の議決が必要であります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 88 号 財産の取得についてでございます。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 動産(消防用備品)
2. 物品名および数量 消防ポンプ自動車CD - 型 1台
3. 購入金額 1,688万9,850円
4. 購入先 山梨県甲州市塩山三日市場2273  
有限会社ヤマト商事 取締役 花輪明

提案理由

身延町消防団消防車両代替計画に基づき、身延町消防団に配備された消防ポンプ自動車を更新する必要が生じた。ついては、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約および財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町車田1088番地

氏 名 日向啓子

生年月日 昭和24年2月3日

提案理由

平成24年7月31日付けで解職された赤池美樹子委員の後任委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお議案第86号、第87号、第88号につきましては担当課長より詳細説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

また同意第7号につきましては翌年1月1日付けの法務大臣の委嘱に向け10月中旬には法務局に候補者を推薦する必要があることから本定例会に追加提案させていただきました。併せてよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福與三郎君)

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より詳細説明を求めます。

議案第86号から議案第88号について、笠井財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

それでは議案第86号から88号まで詳細説明をさせていただきます。

まず最初に議案第86号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第4号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、9月30日に予定しております身延町町長選挙と町議会議員選挙のうち町議会議員選挙の補欠選挙の補正であります。当初予算では、これらの選挙が同



時に執行されることを想定しまして予算を立てたところでございます。したがって両選挙の期日前投票や当日の選挙事務にかかる人件費それから通信運搬費等を一括町長選挙費に計上してございました。しかしながら町長選挙、町議会議員選挙が単独で執行される可能性がございますので、どちらの事態になったときにも選挙事務がスムーズに執行できますよう今回、町議会議員選挙費にも人件費、通信運搬費等の期日前投票および当日にかかる経費を予算計上するものでございます。

それでは6ページをお開きください。

まず歳入であります。19款1項1目繰越金を54万8千円増額いたします。これにつきましては今回の補正の財源といたすものでございます。

次に歳出7ページになります。2款4項4目町議会議員選挙費に54万8千円を増額いたします。1節報酬から14節使用料及び賃借料までに期日前投票から当日にかかる経費54万8千円をそれぞれの節に予算計上をいたしました。いずれにいたしましても選挙事務がスムーズに執行できますよう予算を計上したところでありますのでご理解をお願いいたします。

以上、議案第86号の詳細説明とさせていただきます。

次に議案第87号 町道下粟倉線法面改良工事請負契約の一部変更について詳細説明をいたします。

本議案は平成23年10月27日の臨時議会でご議決をいただきました下粟倉線法面改良工事の請負金額の変更となります。

次のページ、議案第87号関係資料をお開きください。

変更しようとする内容であります。請負金額を35万8千3650円増額し7万7千8百3650円とするものでございます。

契約変更の主な理由であります。法面改良工事の実施にあたり崩落土に含まれます既設構造物の鉄筋コンクリート、それから無筋コンクリートおよびラス網入りモルタルの撤去に伴う処分費と支障木伐採に伴う処分費を新たに計上したため増額されたことが主な理由で工事費の精査による変更契約でございます。

以上、議案第87号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第88号 財産の取得について詳細説明をいたします。

この財産の取得は町内に配備してあります消防ポンプ自動車を身延町消防団消防車両代替計画に基づき更新するものであります。

配備する場所といたしましては身延町の第4分団第4部角打地区でございます。

財源といたしましては社会資本整備総合交付金を充当し、その裏補助としまして過疎対策事業債が充当できることとなっております。

次ページの議案第88号関係資料をお開きください。

この資料につきましては本件が車等の購入であり非課税品目や自賠責保険料また消費税や重量税等が混在しており比較が難しいために予定価格および見積もり金額、仮契約の金額につきましてはこれらすべて含んだ総額で比較してありますのでご承知をお願いいたします。

購入する動産は消防用の備品、消防ポンプ自動車C D - 型1台であります。

見積依頼通知は平成24年8月1日。

見積書提出日につきましては平成24年8月31日。

予定価格としまして1,735万円でございます。

見積業者につきましては県内に住所がある6業者に見積もりを依頼し全員から見積書が提出されました。それぞれ見積金額は記載してありますとおりであります。ご覧いただきたいと思っております。

開札日につきましては平成24年8月31日。場所は身延町役場であり、落札者は有限会社ヤマト商事で仮契約金額は1,688万9,850円でございます。

なお、納入期限は平成25年3月19日まで。納入場所につきましては身延町役場本庁舎でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

なお、同意第7号については人事案件でございますので詳細説明は省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案第86号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

質問ですけれどもこれはルートを外れていて申し訳ないんですけど、8ページの給与費明細書が添付されております。もう付属資料みたいな感じなのでどういう関係でこれが付いているのか分かりませんが、この中に8ページの一番下に比較という欄がございます。その他の特別職が125人増えましたよという形でここに表示してあるんだと思うんですが、これは3月から今回までにこれだけ増えたという比較なのか。それから特別職というのはたぶんそれぞれ各種審議委員会の委員等すべてを含んで1,326人となっているんだと思います。そしてそれらの方は報酬の欄に報酬がすべて載っていて給料はないんだと思うんですけども、この特別職の中の報酬というのはまったく実働がなくても特別職であればきちっと報酬は支払われているものだと思うんですがそのへんをお伺いしたいと思っております。

補正予算と関係ないところでお聞きして大変申し訳ないんですが認識を改めたいと思っておりますので質問しました。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ここに載せてございます8ページ以降の給与費明細書でございますけれども、これにつきましては今回の第4号補正が人件費の補正があるということで、それに関する人件費の部分をごへ載せました。ここにございます報酬職員の人数、報酬の金額につきましては7ページの1節の報酬に載せてある金額、人数がそのまま給与明細として計上してある部分でございますのでご理解をお願いいたします。

金額として139万8千円が比較のところが増えていくということでご理解をお願いいたします。選挙管理委員さんと投票管理、投票立会人等の事務をする人の人数でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

ちょっとよく分からなくてしつこくて申し訳ありません。これは125人職員数が増えたという意味ですか。延べ人員では職員数ではないですね。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいま財政課長が言いましたように比較の125人、その他の特別職につきましては7ページの1節報酬の投票管理者それから投票立会人、期日前投票の管理者、期日前投票の立会人等の人数が今回、補正として計上されましたので、この給与費明細のほうに比較として増えた部分を計上させていただきました。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に議案第87号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

法面改良工事ということで崩落土に含まれる、これこれのものの処分費ということで358万3,650円が増額されているわけですけども、こういうことがはじめから見込まれていない計算で7,700万円という工事金額が決められていたということが、7,400万円というのがちょっとよく分からないんですがこういうものなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

崩落土、上のほうからもともとの法面のところにかぶっていたということで、実際工事をし土を取っていった中で下のほうに埋まっていたということで調査はしているんですが、そこらへんが想定をしているよりも多くなったということで、この量につきましては産業廃棄物でありますので処分場に持っていく、そのときの計測をした数量で最終的に精算をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4番議員（芦澤健拓君）

そういうことで予想外のことが起きたというふうに理解いたします。昨日もちょっといろいろ財政のことで質問させていただきましたけども358万3,650円というのは非常に一般

的に考えると大きな金額、もともとが7,350万円だったわけですから、それにこれだけのものが増えるということになると一般家庭ではとても考えられないし町政の中でもかなり大きな金額であると思いますので、今後こういうことがあまりないように取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

議案第87号についてちょっと伺います。

この先ほども同僚議員から質問があったんですがこの7,700万円という、いわゆる工事発注をするにつけて、その現場の状況等は当然、職員も見て状況は把握しておられると思います。ですからここにもありますように前やったコンクリートが出てきたとか鉄筋が出てきた、それから工事の支障を来たす木を伐採しなければならないと。現場の状況自体は当然この請負発注をする上につけて、もちろん見積もりをするにつけても職員がそこまで把握しておられたかどうか。やはり法面であれば当然、前にもなんか工事をしているんじゃないかということは予測されると思うんですよね。そうした中、結局これだけ350万円からの追加、増額の補正が出てきたということはやはりこの請負という契約、なんのための請負なのか。いわゆるこの金で、この工事は何があってもやるんですよというのが請負契約ではなからうかと思うわけです。例えば大工さんに1軒、家を建てると。基礎工事をやるにつけて、これが出てきたからどかしますよ、あれが出てきたからどかしますよ、それでは請負にならないわけですね。ですからあくまでも7,700万円という金額においてこの工事を完了させるのが当然、請負契約ではなからうかなと私はそう思うんです。

これは今回の工事ばかりではなくて過去にも下水道をはじめ上水道の工事においてもこういったような経緯が出てきております。ですから今後こういう請負の契約する上において、やはり条件をどの程度、請負契約の中へ入れるか、それが必要であろうと思うんです。ですから補正は補正で認めざるを得ないと思うんですが、そういった経緯また今後についての請負という形をどう行政側で考えているかそのへんも伺います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

おっしゃるとおりの部分だと思います。特に工事は長い期間やるわけです。当然、当初に設計をしまして必要な項目が設計書に記載をされております。今回は崩落土で土の中に埋まっていたということで先ほど申したとおりです。それから支障木は木というか土の中に入っている根っ子の量、これも勝手にあちこちに捨てられませぬのでそういうものも産業廃棄物として処分をするということ。それから法面で、これは先ほど言いましたのが主な理由ということでそのほかに工事を進捗する中で法枠を抑えるアンカーであったり、法面の中の水を抜く集水であったりということていくつかまだ地質調査をしながら設計をしているわけですが工事をやりながらその中身の精査もしていったというようなことで理由の中では先ほど言ったコンクリートの支障木の処分ということですがそれ以外にも細かいもの内容がいくつかあ

るということでご理解をいただきたいと思います。

今後につきましては発注をする際に十分精査をしてこういうことができるだけないようということに進めていきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に議案第 88 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○4 番議員（芦澤健拓君）

私も消防ポンプ自動車についてはそんなに詳しくないのでお聞きするわけですけども、これは予定価格 1,735 万円ということ消費税諸経費を含むという内容の予定価格でありますけども、この業者からの見積もりですけどもこれが 100% を切っているのは 1 社だけということ非常に高い見積もりになっているという感じがいたします。これは当然、山梨県内のこういう業者を選定してということなんでしょうが例えばこれが県外の業者だったらどうなのか。今までもかなりいろんな部分で、工事やなんかの部分で県外の業者に見積もりをとったところ 80% とか非常に低い見積もりを出してくれる業者が多かったように思いますけども、こういうふうに固定化しないでできるだけもっと広く業者を選定するということは考えていないのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

業者の選定でございますけども、これは毎年購入をしてございます。昨年も同じ 6 業者で選定を、県内の業者ということで選定をさせていただきました。県外の業者もあろうかと思えますけども、普段まったくお付き合いがございませんので選定をしてございません。

それで予定価格につきましては昨年まったく同じ車を購入してございます。したがって前年度につきましてはもうちょっと高い同じ業者でございますけども 1,718 万 3,850 円ということで購入をしたものでございまして、それらを参考にいたしまして予定価格を立てさせていただいて、こういう結果になったということでございますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○4 番議員（芦澤健拓君）

同じ業者で 6 業者で選定しているということですけども、要するに町民のお金を使うわけですから、もっと本当に 100 万円でも 200 万円でも少なくというふうに皆さん考えていらっしゃると思うんですけども、そのへんをちょっと今後はできるだけこの業者を特定せずというか、こういう言い方をすると語弊があるかもしれませんが 6 業者が決まっているとよくあることで、今回はお前行けとかそういうことがあり得るかも分かりませんので、できるだけ広くそういう、例えばこの東八防災の親会社といいますか、ここが仕入れているところの先の、

例えば東京の業者ですとかそういうふうなところも当たってみる必要があるのではないかと。今後だからそういうことで、できるだけ安い見積もりをしてくれるようなところを探していただくという努力をぜひ行っていただきたいと思います。これも要望です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

このポンプ車は角打へということですが今現在、角打はどういうポンプ車を使っておられるのかお伺いします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

川口議員のただいまの質問ですけれども、のちほどこの形式等につきましては答えさせていただくということでよろしいでしょうか。このポンプ自動車が入っているんですけれども、その形式等につきましては今ちょっと手元にありませんので、のちほど答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

のちほど資料を調査してご返答ということではよろしいでしょうか。

川口福三君。

○9番議員（川口福三君）

いわゆる1,700万円近い金額、これは本格的ないわゆる消防ポンプ自動車だと思っすね。結局、町の現状というものを把握しながら、こういったポンプ車にしても検討する必要があると思うわけです。要求があったから出す、そしてまたこういったポンプ車、消防関係の、いわゆる車自体は非常に金額も大きく、そうした上であまり活用してはいけないんですが10年15年経ってもキロ数は本当に4千キロ5千キロというような状況。こういうことを考えるとやはりそこに置く設備自体は、自治消防とすれば初期消火体制だけで出るような状況が一番必要だろうと。誰でも手っ取り早く使えるような消防ポンプ車これが一番、第一条件です。いくら高い車で装備がかなり入れ込んであっても初期消火に近所の人が行ってて使えないような消防車ではなんの役にも立ちません。やはり大半においては広域消防が対応していただけますから、とにかく自治消防は初期消火が即できるような車両を購入することがまず第一条件だと私はこう考えます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第7号は人事案件でありますので質疑・討論を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

いいですか。これを今、議長のほうから省略したいと言われたので。

○議長（福與三郎君）

人事案件ですよ。

○11番議員（穂坂英勝君）

その内容についてをやるわけではないんですけども、この文言の認識を改めようと思って聞きたいので、質疑の省略と言われたので省略しないで質疑を受けていただきたい。

○議長（福與三郎君）

質疑をしたいということですか。

○11番議員（穂坂英勝君）

そうです。

○議長（福與三郎君）

人事案件で今まで質疑をしたことがないという例がありましたので、今回もこのような形で。

○11番議員（穂坂英勝君）

それはいいんだけど、駄目なら別にしません。大したことを聞くわけではないので。質疑をしたいと、省略してもよろしいかという問いかけがあったので、ではちょっと聞きたいんですけどもということで申し上げただけです。駄目なら駄目でいいです。

○議長（福與三郎君）

いいや、質疑があればどうぞ。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

本当に大したことないことを質疑なんていって申し訳ないんですが、まず中身についてお伺いするつもりはまったくございませんが、人権擁護委員候補者の推薦についてということですね。候補者を推薦するわけですね。提案理由のほうでは解嘱された誰々さんの後任を選任したいとこういう表現であるんですけど、私は町が選任する人事案件ではないと思っております。候補者を推薦することの同意を求めているのかなと。まず委嘱する方は法務大臣だろうと思って、わが町の町長ではないだろうと思う。そういう中で選任というとわれわれはもちろん異議を申し上げたりいろいろするわけではないんですけども、選任と推薦とはまったく意味が違う。これを決定して推薦していくのは法務大臣ではなからうかという点と、この人権擁護委員の常日ごろの活動も町から委嘱されてやっているものではないという認識でそのへんをお聞きしたくて、あえて質問させていただきました。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

人権擁護委員さんにつきましては、ただいま穂坂議員さんからありましたように委嘱は法務大臣の委嘱であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

選任ではないですね。推薦ですね。提案理由のところ。ここで選任、決めてしまうわけではないですね。推薦をするということですね。それで法務大臣が決定して委嘱をしてくる、こういうことですね。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

結構です。認識が改まったので、だからどうのこうのということはまったくありません。ただ人権擁護委員さん、普段防災無線でも活動しているようにいろいろなことで町内で活動しているんですが、これは町の施策ではない、きちっと法務省の委嘱を受けて法務省の指示に従って活動しているんだということが分かれば結構です。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

他にございませんね。

（ な し ）

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

議案第86号についての討論でございます。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第87号について討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論もないので、討論を終結いたします。

議案第88号について討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論もないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第86号について原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第86号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決決定いたしました。



議案第 87 号について原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第 87 号 町道下粟倉線法面改良工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第 88 号について原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第 88 号 財産の取得については原案のとおり可決決定いたしました。

同意第 7 号について原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって同意第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町車田 1088 番地、日向啓子氏、昭和 24 年 2 月 3 日生まれを推薦することについて同意することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

大変お疲れさまでございます。

平成 24 年身延町議会第 3 回定例会の閉会にあたり、一言あいさつをさせていただきます。

今定例会につきましては去る 6 日の開会から本日までの 9 日間にわたり福與議長のもとで私どもの提案いたしました提出案件につきまして、ご討議をいただく中でたゞいすすべての提出案件につきましてご可決・ご同意を頂戴いたしました。閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に敬意と感謝を申し上げ重ねてお礼を申し上げたいと存じます。

私の任期中の定例会につきましては今回が最後でございます。その意味で感慨深い定例会でもございました。議員の皆さんの身延町を住みよい町にしたいという思いの中で、住民福祉のために頑張っていたいただいていることに対し重ねて御礼を申し上げたいと思います。

その中で大変有能な議員でありました日向英明、望月寛両議員が病魔に侵され志半ばにして辞職なされましたことは、本町にとって大きな痛手であると同時に両議員にとりましては痛恨の極みだろうとお察しを申し上げます。この上は一日も早く全快なされ私どもに変わらぬご指導をいただきますことを衷心よりお祈りを申し上げたいと存じます。

秋とはいうものの連日暑い日が続いております。議員の皆さんには健康に十分留意をいただき町民福祉のためますますのご活躍をいただきますようお願いをし閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

町長のあいさつが終わりました。

これをもちまして本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

議会会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議ございませんので本定例会はこれで閉会とすることに決定いたしました。

会期9日間、議員各位には慎重審議をいただき心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

朝夕の温度差があり猛暑の疲れも出てくると思います。各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、これをもちまして平成24年身延町議会第3回定例会を閉会といたします。

大変にご苦労さまでございました。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上